

平成28年6月 6日から

平成28年6月 8日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 定 例 会 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第1号(6月6日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
厚生文教委員会所管事務調査報告	6
一般質問	7
後藤勲君	7
深見迪君	12
渡邊定之君	21
鈴木裕美君	26
櫻井一隆君	29
報告第7号 専決処分した事件の承認について	32
延会の宣告	36

第2号(6月7日)

開議の宣告	41
報告第7号 専決処分した事件の承認について	41
報告第8号 専決処分した事件の承認について	48
報告第9号 専決処分した事件の承認について	50
報告第10号 繰越明許費繰越計算書の調製について	52
議案第27号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	54
議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について	54
議案第29号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について	54

第3号(6月8日)

議案第30号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	65
議案第31号 平成28年度標茶町一般会計補正予算	78
議案第32号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	78
意見書案第7号 南スーダンへの派遣自衛隊の撤収を求める意見書	81
意見書案第8号 TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書	82
意見書案第9号 「北海道観光振興特別措置法」の早期制定を求める意見書	84

意見書案第10号	医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書	85
意見書案第11号	平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	85
意見書案第12号	義務教育費負担制度堅持等、子どもの貧困解消など 教育予算確保・拡充に向けた意見書	86
意見書案第13号	道教委「高校教育に関する指針」の見直しとゆたかな学びを 保障する高校教育を求める意見書	87
意見書案第14号	地方財政の充実・強化を求める意見書	88
閉会中継続調査の申し出について	(総務経済委員会)	89
閉会中継続調査の申し出について	(厚生文教委員会)	89
閉会中継続調査の申し出について	(議会運営委員会)	89
議員派遣について		89
日程の追加		89
議案第31号	平成28年度標茶町一般会計補正予算	89
議案第32号	平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算 (議案第31号・議案第32号審査特別委員会報告)	90
閉議の宣告		90
閉会の宣告		90

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年 6月 6日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 報告第7号 専決処分した事件の承認について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 島田哲男君 |
| 企画財政課長 | 高橋則義君 |
| 企画財政課参事 | 常陸勝敏君 |
| 税務課長 | 武山正浩君 |
| 管理課長 | 中村義人君 |
| 農林課長 | 牛崎康人君 |
| 住民課長 | 松本修君 |
| 保健福祉課長 | 佐藤吉彦君 |
| 建設課長 | 狩野克則君 |
| 水道課長 | 細川充洋君 |
| 育成牧場長 | 類瀬光信君 |

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君
教育長	吉原平君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（館田賢治君） ただいまから、平成28年標茶町議会第2回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（館田賢治君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（館田賢治君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

11番・本多君、 12番・菊地君、 1番・櫻井君、
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（館田賢治君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月8日までの3日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、6月8日までの3日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（館田賢治君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましても、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の点について補足をいたします。

森と川の月間事業についてであります。

例年開催されております「森と川の月間」関連事業が全て終了しましたので、結果についてご報告申し上げます。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

森と川の月間事業は、標茶町自治会連合会をはじめとする7つの団体による連絡協議会を設置し、「人と自然が共生する環境」をめざして関連事業を実施するものであります。

今年度も、植樹や清掃など7本の事業に、企業や団体からの協賛もいただき、延べ1,300名を超える方々の参加協力をいただきました。

事業の内容につきましては、第23回シマフクロウの森づくり百年事業植樹、第22回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹、第15回虹別萩野魚付保安林再生事業植樹、厚岸町民の森植樹の4事業で7,100本を超える植樹が行われ、弟子屈町で開催された第15回摩周・水・環境フォーラムでは、「環境保全から生まれる産業の未来」をテーマに、環境を重視した産業づくりと水資源の大切さを学んだ1日となりました。

また、清掃活動といたしましては、自然の番人宣言の統一行動として釧路湿原クリーンデー、西別川清掃の各事業が行われ、約250キロのゴミが回収されました。なお、第16回町内クリーン作戦は雨天により中止となりました。

これらの活動やその報道などをおし、趣旨の浸透が図られたところでありますし、今後におきましても、この「森と川の月間」活動の充実とより多くの方の参加に努めてまいりたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成28年第2回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物を持ちまして詳細に報告いたしておりますが、以下、4点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、スクールバスの運行中に、事故が発生しましたので、ご報告申し上げます。

平成28年5月7日午前7時48分頃、スクールバス運行委託業者の標茶輸送協同組合の運転手が運転するスクールバスが、「釧根地区中学生春季バトミントン大会」に出場する、塘路中学校の生徒6名と教諭1名を乗せて、会場の釧路町総合体育館に向かうため、国道391号線を標茶方面から釧路方面に向け走行し、釧路町中央1丁目6番地の交差点を右側右折車線から右折したところ、左側右折車線から右折してきた車両と接触したものであります。

事故原因につきましては、双方の安全確認が不十分だったためと考えられます。

日頃から、スクールバス運行委託業者に対しては、事故の未然防止のため、安全運転の徹底や安全対策の指導等を行なってきましたが、今回、このような事故が発生したことは大変遺憾であり、再発防止のため、安全確認の徹底について、改めて指示・指導を行なったところであります。

今後も、より一層事故の未然防止や安全対策の徹底に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をさせて

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

いただき、5月24日に示談が成立しましたので、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、平成27年度町内各中学校卒業生の進路状況および平成28年度各学校の現況について、ご説明いたします。

今年3月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況であります。卒業生は総勢74名で、全員が進学したところであります。

進学先の内訳は、標茶高校へ38名、釧路管内公立高校へ24名、管外の公立高校などへ5名、私立高校へ7名となっております。

次に、平成28年5月1日現在の幼稚園・学校の状況であります。入園・入学者数につきましては、幼稚園は、4歳児17名の入園者で、昨年と比べて4名の減。小学校は、74名の入学者で、13名の増となりました。中学校は、64名の入学者で、15名の減であります。標茶高校は、84名の入学者で、16名の増となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は、39名在籍し、昨年と比べ8名の減。小学校は、412名在籍し、5名の増。中学校は、215名在籍し、10名の減であります。町内小中学校の在籍総数は、627名で昨年と比べ5名の減となりました。標茶高校は、216名在籍で、昨年と同数であります。

学級数につきましては、小学校が39学級で2学級の減、中学校は16学級で3学級の減であります。そのうち、特別支援学級につきましては、小学校が11学級、在籍児童数25名、中学校は3学級で、在籍生徒数9名であります。

次に、教職員数であります。小学校は69名で昨年と比べ5名の減。中学校は41名で、9名の減であります。全体では14名の減となりました。

また、今年度も、教員定数加配として、通級指導等で標茶小学校へ1名、指導方法工夫改善で標茶小学校へ2名、標茶中学校へ2名、初任者研修加配で標茶小学校へ1名、情緒学級加配で標茶小学校へ1名、中1ギャップ問題未然防止事業加配で標茶中学校へ1名、あわせて8名の特別配置をいただいております。

なお、町として特別支援教育支援員を標茶小学校に5名、標茶中学校に2名の配置をいたしました。

3点目は、3月26日に鹿児島県で開催された「第38回全国スポーツ少年団剣道交流大会」に、虹別中学校3年菊地洗希くんが出場しましたが、惜しくも予選リーグ敗退となりました。今後ともさらなる活躍を期待するものであります。

4点目は、講師「神田山陽独演会」についてであります。

この事業は、教育委員会と町内の有志による実行委員会の共催で、5月19日に2部構成で開催されました。

今回、開催に至った経緯をご説明いたしますと、昨年11月に開催されました文化講演会で講師を務めていただきました神田山陽さんから、このご縁を機会に標茶町の皆さんに本物の講演を聞いてもらいたいとの本人からの意向を受けて実現したものです。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

当日は、コンベンションホール「ういず」を会場に、午後1時30分から町内の小学五・六年生約130名を対象に1部が行なわれ、続いて午後7時から一般町民を対象に2部が行なわれました。講談では、聞きなれない言葉や力強いスピードのある口調に圧倒される場面もあり、講談の解説を交えたトークでも巧みな話術で終始笑いの絶えない独演会となりました。

今後とも一人でも多くの皆様に叡智と先見力を学ぶ機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） ただ今の、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。
諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。
以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。
休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（館田賢治君） 日程第4。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

委員長・熊谷君。

○厚生文教委員会委員長（熊谷善行君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項、町立病院の現状と改革プランについて。

内容について説明します。

厚生文教委員会所管事務調査報告。

調査日時、平成28年5月17日。調査場所、議員室。調査事項、町立病院の現状と改革プランについて。出席者は記載のとおりでございます。調査の経過及び内容について、資料に基づき、町立病院の現状・町立病院医療懇談会の開催結果報告・地方公営企業会計制度の改正点・新公立病院改革プラン等について説明を受けました。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

(1) 主な説明につきましては、

・ 町立病院の現状。平成28年4月1日現在の診療科目、内容について。また平成28年3月31日現在の診療状況、入院患者数・外来患者数について説明を受けた。

・ 町立病院医療懇談会の開催結果報告。質問と回答の説明を5件、参加者の意見を12件説明を受けました。

・ 地方公営企業会計制度の改正点。条例を改正して制度に従って会計を行っている。

・ 新公立病院改革プラン。国から示された「公立病院改革ガイドライン」により進めているが、平成28年11月までに素案の策定を予定している。

(2) 主な質問と回答

自治体病院を守るためには、議会と町民の知恵を集めて改革プランを立てるべきではないか。以下、7点ほど質問がありそれに対して回答をいただきました。

委員会の所見

1 病院のあり方について、もっと町ぐるみで議論する場を設けてはどうか。

2 町立病院の改革プランについて、医師の確保、救急体制の維持、ベッド数の確保の3つを守っていく方向は町立病院の体制として守ることが必要である。

3 空きベッドやスペースも含めて、高齢者介護施設として活用する方向を追及していくことも今後の重要な課題である。

以上です。

○議長（館田賢治君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（館田賢治君） 日程第5。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君）（発言席） 初めに、通告しておりました町立病院の関係で2点ほどお聞きをしたいと思います。

ここで書いてありますように、町立病院の内科の前での問診の仕方についてということで、いつも私も1カ月、2カ月たつと何度かあそこに行って座っているのですが、そのときに、やはり個人個人から、体はどうなりました、きのうはどうありました、こうありましたということで、ずらっと並んでいるところで、前のほうで聞かれているのを見ていると、とても

聞いているほうもちょっと見ているほうも、余りいい感じがしないので、特に高齢者の方は耳が遠くなっていますので、少し大きく聞かされているということで、やはりどのような病気でこの人がかかっているのかなということも、よくわかってくと、個人情報だとか秘密保護どうのこうの言っていますけれども、これはそれなりに余り聞きたくないと、正直言って。患者の人も聞かれないとは思いますがやっているのかなということで、この間、病院のほうへ調査にちょっと行ったのですけれども、先週の金曜日に私もまた病院に行ったら、このことについては一応紙を張ってあって、別室において問診を受けたい方については申し出て下さいということで書いてあったということだったので、私その前はちょっと紙が小さかったことは知らないのですけれども、見られなかったのですよ。今回行ったら大きく3枚ほど内科のところに書いてあったので、これはわかるからいいかなというふうには思ったのですけれども、ただ、張ってあった、事務長のほうでそれなりのことをやってくれたのだろうと、それは感謝しています。

それで、いいのではないかということなのですけれども、ただ、今まで張ってあった小さい紙あったときと、今改めてその紙を大きくして張ってやったことについて職員についてはどのような、再認識させながら、そういう人がいたらちゃんと対応してあげてはどうですかというような話はしたのかどうなのか、ちょっとそれを聞きたいのですが。

(何事か言う声あり)

○議長（館田賢治君） ちょっと待ってよ、通告よ……。ちょっと休憩するわ。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君）（発言席） さきに通告しておりました町立病院の関係からということで、2点ほどお聞きをしたいと思います。

内科の待合室の前での問診について、待っている方も聞かされている方も余りよい感じではなく、特に高齢者も多く大きな声で聞き取りをしているのをよく見かけるが、個人情報や秘密保護の関係から、隣にある、前に産婦人科のところの部屋で針治療をしていたという部屋が隣にあるのですけれども、そこで聞き取りをしてはどうかということで、また、個人個人に応じて聞き取りをしてはいかがですかということなのですけれども。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番、後藤議員の町立病院内科待合室前での問診のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、患者さんの個人情報やプライバシーを守る観点は重要であり、意を配

すべき事項であると認識をしております。現状、希望された患者さんと看護師がその内容により別な場所での問診が必要と判断した患者さんにつきましては、産婦人科や小児科の空き室を使用して聞き取りを行っております。

また、身体状況により外来受付まで移動が困難な方については、看護師が席に出向き問診を行っているところであります。全ての患者さんを別室で聞き取りをすることは、看護師の配置に限りがあることと、移動することにより待ち時間が長くなってしまい、結果的に負担が増すことも考えられます。

しかしながら、前段申し上げましたとおり、患者さんの意思を尊重するとともに、状況を的確に判断し、患者さんの個人情報やプライバシーを守ることに意を配してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

後藤君。

○2番（後藤 勲君） それなりの配慮もしているようなので、特に今回の紙についても張ってあったということで、これからも、そういうような指導をしていただければなということで、これ以上迫及する何物もございませんので、とりあえずよろしくお願ひしたいと思います。

次に、婦人科外来に行く通路の改善はできないかということで、女性に限って行くところではありますが、受診するために内科、今の待合室の前を歩いていくということが非常に恥ずかしいという意見が多く、何か改善することができないかということで、お伺いをしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番、後藤議員の婦人科外来に行く通路の改善はできないかとのご質問にお答えをいたします。

現在、議員がご懸念されている事柄について、病院に対し苦情もしくはご相談を受けたことはございませんが、お尋ねの件につきましては、内部で検討させていただきました。

1つは、他の診療科目の場所等と入れかえることができないかという観点であります。産婦人科においては必要な設備として、専用の処理排水設備と診察台を置くスペースが必要であり、その条件を満たす場所はありません。

また、今の施設の配置状況から、内科の待合室を通らないラインはなく、さらに、それ以外の方法としては、外側に一旦出たいただき、さらに新たな出入口をつくる方法も考えましたが、移動距離や天候などを考慮しますと、患者さんの負担が大きいことから現実的ではないと考えております。

なお、産婦人科外来がある日は、産婦人科待合室に入らないようついたてを立てておりますが、これが顔を合わせない役目にもなっているところであります。

今後につきましても、患者さんの声に耳を傾け、サービスの向上を図るとともに、方法等についても検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問を許します。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 今の説明で、私もいろいろ調べたのですけれども、確かに今、町長の言うように、外からはとつても行かれるような状況にもないしということで、やはりあそこを通るしかないのだということを考えて、今、答弁の中にありましたけれども、ついたてを立ててということは、私もあそこについたてを立てたらいいのではないかとということで、きょうお伺いしようと思ってたのですけれども、週に2回ほど診察があるわけですね。大体延べ人数にして月に六、七十人が通っているということになっていきますので、私の調べた限りは。そういうようなことで、確かについたてということは、私、何回か行っているけれども、そこについたてが立っていたということは1回も見ることがないので、曜日が違うのかなという感じはするのですけれども、そういうようなことで、何とかこれからも対応していければなという感じはするのですけれども、どんなようなついたてでどのようなになっていたのか、ちょっと聞きたいのですけれども。

○議長（館田賢治君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

ついたてにつきましては、内科の待合室前を過ぎたところと産婦人科の中間のところに、まず、ついたてを立てているところがございます。そのついたてにつきましては、可動式、移動ができるついたてでございまして、基本的には、これから先、婦人科の待合室側に入らないようにしてほしいという掲示をしているついたてでありまして、大きき的には僕よりちょっと背丈が大きい高さのものでありまして、横幅的には約1メートル20ぐらいの横幅のついたてでございまして、それが、結果的にはこちらから奥には侵入しないようにという表示のついたてであります。結果的にはその部分も100%ではございませんけれども、内科の待合、内科の患者さんと婦人科に来られた患者さんとが顔を合わせないで少しは済むような状態になっているということで、これは産婦人科があります月曜日と金曜日にそのついたてを立てて、そのようなことをやっているということでございます。

○議長（館田賢治君） 2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 今の説明でちょっとわからないのですけれども、婦人科のほうに行かないようにというついたてですか。内科の前を通っていくということについてのついたてというのはないですね。結局そこなのです。結果的にはみんなが朝行くと、ずらっと並んでいる前を通っていかなければならないという、私もあの位置が非常に余り感じよくないのです。結果的には、もうみんなが並んでいるところへ一人でぼそっと前へ入っていくと、みんなの前を通っていく。それは恥ずかしいといえれば恥ずかしいような、何かあれだなという感じはするのですけれども、例えば弟子屈の厚生病院あたりは、横にこうずつとなつて広がっているので、横から来たり後ろから通っている人も、全然違和感がなく感ずるのですけれども、標茶の場合は特に、まるっきり前に座っているところへ、頭を下げた入っていくなければならないという

非常に通りづらいという部分がありまして、今、私が言っているような、事務長が言ったような横幅が1メートル二、三十のものがあつたって、それではただ、そこに行かないでくださいというだけの話であつて、私はそのことを言っているのではないです。その内科の待合室の前にそういうついたてを、1メートル座っていますから、そんな高く要らないと思うのですよ。だから、ちょっとすりガラスみたいなもので移動式なものをずっと置いて入り口と出口だけあれば、声も全部聞こえますからそこに、町立病院も銭このないことだから余り金もかけたくないだろうと私も考えますので、そういうついたてを、要はそこを通っていくときに必要ではないのかということなので、その辺のところをどう考えますかね。

○議長（館田賢治君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

今、ご指摘のお話でありますと、内科の受付のところと内科の患者さんが待合室として待っている席がございますけれども、今の廊下を、当然産婦人科の方が来られた場合はその廊下を通るわけなのですけれども、その廊下と待合室の前についたてを立てるということのお話かなというふうに今理解したのですけれども、今のところ、そのことについてはちょっと考えていないところでございまして、そこに遮断をするということがちょっと余り好ましくないのではないのかなというふうに思っております、先ほど申し上げましたように、内科の待合室を過ぎたところに、廊下のところにそれはついたてを立てているわけなのですけれども、そのことによって、内科の待合室というのは奥まったところがございますので、今現在あるついたてがあることによって、かなりの効果をもたらしているものだというふうに思っているところであります。

そういったことで、その内科の受付のところと患者さんが待合室で椅子で休まれているところとのちょうどその中間についたてを立てるとするのは、ちょっと余り好ましくないというふうな判断をしているところでございます。

○議長（館田賢治君） 後藤君。

○2番（後藤 勲君） 事務長の言っていることもわからんわけではないのですけれども、その婦人科のほうに行くというのは誰も行かないでしょう、ほかの人は。結局、行く人しか行かないわけだから。ただ、問題は内科の前を歩いて歩くことが恥ずかしいのだということで、いろんな人に聞くと、恥ずかしいから私、釧路へ行くだとか、時間を割いて行くのだとか、いろんなことを言っているわけですよ。そうすると、今、事務長が言っているように、何かそこに、内科の待合室と受付の間についたてをずっと立てることによってそんなに支障があるのかないのか、ちょっといまいわからないのですけれども、何かそんなに支障ありますか。

○議長（館田賢治君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

内科に来られている患者さん、いろいろと足の不自由な方など、いろいろな方々が通院されております。そういった問診で一旦待合をしている椅子から診察に行くなど、そして受付のほ

うに呼ばれていくなど、どうしてもそこを移動するということになりますので、それを一旦その前についたてというようなものを置いたときに、移動にちょっと支障が出たりもするということがあって、好ましくないという判断をしているところでございます。

○議長（館田賢治君） 2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） ちょっとまだわからないね、そこ。そこにそれだけの支障があるということは。入り口と出口とあって、1メートル二、三十のくらいの高さであれば、みんな立って看護師の人が見えるわけですから、そんなにあれではないのではないかと思うのです。

ということは、私が言っているそこを通ることが恥ずかしいのだということが、その人によって恥ずかしくない人もいるかもしれませんが、そこを通ることによってそんなについたてが邪魔になるというような感じはしないのですけれども、この辺どう考えますかね。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 議員ご提案の件につきましては、病院の院長先生、看護師、先生、いろんな方のご意見を伺って、そのことがどういった問題があるか等々について検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 後藤君。

○2番（後藤 勲君） 町長交えてこれから検討をしていただくということで、ご理解いただければということなのですけれども、とりあえずそういうことで、私が言っていることはそういうことなので、できるだけそういうふうな方法で考えていただければなと思ひまして、終わりたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 以上で2番、後藤君の一般質問を終了いたします。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君）（発言席） 早速質問いたします。

初めに、全国学力・学習状況調査対策として、教育局からの豆テスト、CRTの使用、過去問題による練習など学校現場で実施している事実はありますか。

土曜日や長期休暇中の登校による学習活動の実施など、学力偏重の実態はないでしょうか。また、休日中の学校での学習について、子供や保護者の意見は寄せられていますか。

4月19日、馳浩文部科学大臣は、記者会見で子供たちに対して気をつける配慮について述べました。これは行き過ぎた全国学力・学習状況調査対策についてかなり強く注意した内容であります。これをどのように捉えていますか。また、本町では、この調査に対する取り組みについて配慮に外れている点はありませんか。

最後ですが、この学力・学習状況調査について、教育におけるエビデンスは本町として満足なものとなっているのでしょうか。その実施や実態や状況、成果について伺います。

以上。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 4番、深見議員の全国学力・学習状況調査をめぐって、児

児童生徒の健全な発達を阻害する要因はないかのお尋ねについてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査は、教育基本法第16条第2項に定める「全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る」観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握し、分析を行い、教育施策及び教育指導の成果と課題の検証やその改善に役立てることを目的として、文部科学省が実施している全国調査で、ことしで10年目を迎えております。

1点目の全国学力・学習状況調査対策として、教育局からの豆テスト、CRTの使用、過去問題による練習などを学校現場で実施している事実はないかというご質問ですが、現在、北海道におきましては、学力の向上が喫緊の課題とされており、そのための道教委の施策の一つに「北海道チャレンジテスト」というものがあります。これは道教委が監修した練習問題を専用のインターネットサイトから各学校がダウンロードして活用するもので、各学期のまとめ問題とそれに対するサポート問題、さらに長期休業向けの問題というふうに年間を通じて9回配信されております。町内の各学校においても、各学期のまとめの学習に位置づけ、活用しているところであります。

町のCRT学力調査につきましては、児童生徒の基礎・基本や活用力の定着の状況を的確に把握し、授業改善や校内研修における仮説検証や学校改善プラン作成の資料とすること、さらには、児童生徒の状況を保護者と共有し、連携協力して子供を育てていくための資料として活用することを狙いとして実施しております。

過去問題につきましては、ほとんどの学校において何らかの形で活用しておりますが、全国学力・学習状況調査問題は出題の形式や回答の仕方など、日常のテストで経験しないものもありますので、児童生徒が不安なく取り組めるための配慮として取り組んでいるものと理解しております。

いずれの取り組みも本町あるいは各学校の学力向上プランに基づいた取り組みであり、全国学力・学習状況調査の対策を目的として取り組んでいるものではありませんことをご理解願います。

2点目の土曜日や長期休業中の登校による学習の実施など、学力偏重の実態はないか、このことに対する保護者の意見は寄せられていないのかということについてですが、まず、本町では土曜日に補充学習等のために登校しているという実態はございません。

長期休業中の登校につきましては、昨年度はほぼ全ての学校で希望者を対象とした学習サポートのための登校日を設定しておりました。内容は、児童生徒の実態に応じて、補充的な内容の学習、発展的な内容の学習、自学的な学習などさまざまであります。また、体を動かす活動もあわせて実施している学校もあり、学力向上のみではなく、長期休業中の児童生徒同士の交流や児童生徒の観察の機会にするなど、学力偏重の取り組みというものではないことをご理解願います。

保護者からの意見については、具体的に寄せられているというものはありませんが、いずれの学校も5割から7割の児童生徒が参加しているということもあり、おおむね理解を得ている

ものと考えます。

3点目の4月19日、馳文部科学大臣は、記者会見で子供たちに対し気をつける配慮について述べたが、これをどのように捉えるのか、本町ではこの配慮に外れている点はないかということについてお答えいたします。

馳文部科学大臣の4月19日の記者会見につきましては、文部科学省のホームページで公開されておりますが、その中で大臣は、教員の立場から考えると、子供たちが学んだことを身につけているかを調査することは必要である。子供の立場で考えた場合には、点数さえよければいいのではない。教職員は日常の授業時間、よりよい授業をするよう努力し、学力の定着、向上、そして児童生徒の保護者とのコミュニケーションに時間を割いてほしいという趣旨のことを気をつける配慮として述べていたと理解しております。

本年度の教育行政方針において基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成として、第一に挙げているのが、児童生徒が「わかった」「できた」という喜びを実感できる授業づくりであります。本町の各学校においては、これに基づいて授業改善に向けた実践が行われており、点数さえよければいいという実践は皆無でありますし、大臣が配慮すべきとしている授業改善や児童生徒や保護者とのコミュニケーションを大切にした教育活動が行われており、子供たちに対し、気をつけるべき配慮に外れている点はありませんことをご理解願います。

4点目の調査について、教育におけるエビデンスは満足なものになっているかということですが、こちらも4月19日の馳文部科学大臣の記者会見にかかわるご質問であると思いますが、会見では、教育におけるエビデンスという問題については、「学習状況調査と学力調査と重ね合わせて、それを経年ごとに見ていくことによって」と言っておりますように、児童生徒の質問紙調査の内容と学力調査の結果の相関から、少人数学級の評価や家庭の状況、経済状況と学力についての関係性を分析し、今後の教育施策に生かしていきたい。その政策判断のための科学的根拠を全国学力・学習状況調査の結果から引き出し、それを教育におけるエビデンスとしたいと話しているものと解釈しております。

議員のご質問は、そのエビデンスは満足なものとなっているかというご質問であります。今後、経年的に見ていくことによって、見出された結果を教育におけるエビデンスとしていくものと思われ、現時点では示されておられませんので、この件につきましては今後の動向を注視してまいりたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） ちょっと議論する前に単純な質問なのですが、最後の教育におけるエビデンスについて現時点では示されていないという言い方をしましたけれども、これについては、どこの学校もこれの取り組みはしていないということ、この結果を出していないということなのではないでしょうか。

○議長（館田賢治君） 指導室長・佐々木君。

○指導室長（佐々木 豊君） その点についてご説明いたします。

先ほど教育長も申しましたように、この4月19日の記者会見の中で馳文部科学大臣がお話している教育におけるエビデンスというところなのですが、これは今、エビデンスという言葉自体が実践や政策判断にかかわる科学的な根拠ということで、教育政策を判断する上でどういう根拠が必要かという部分を、今後、学力・学習状況調査の結果、つまり学力の点数とそれから質問紙の点数の相関から導き出していきたいというようなことを述べているものと解釈しております。ですから、これは国の教育政策にかかわる部分でありまして、町として学力・学習状況調査の結果を教育エビデンスとして活用、分析しているということはしておりませんのでということで、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） はい、わかりました。

それでは、ちょっと教育長のご答弁なのですが、現場の実態から見て、なかなか教育長は本音を言っていないなというような印象を受けました。

全国学力・学習状況調査対策として、これは私が示したことは、チャレンジテストについては私述べなかったですけれども、これもやっているということで、教育水準の維持向上に役立っているというような言い方をされましたね。このことからして、2つ目、3つ目にもかかわるのですけれども、実際問題として、間断なくというか、道からも来る、教育局からも来る、いろんな形で明らかに全国学力・学習状況調査対策のような形でこれらのテストがおりてくるということで、現場は負担を感じていないのだろうかという、本当に効果的なエビデンスは進んだ学校では実際こういう作業をやるかと思うのですけれども、そういうことが来ることによって、実際、本来的な学習の内容に負担が生じていないのかということ、これ全体にかかわってなのですが、その点ではどうですか。

○議長（舘田賢治君） 指導室長・佐々木君。

○指導室長（佐々木 豊君） 今、議員がご指摘のとおり、各学校におきましては北海道チャレンジテストあるいはその他各学校ごとにさまざまな学力向上の取り組みということでやっております。

当初、この取り組みが始まった時点では、やはり学校としての教育課程、計画した後での提案という部分もあって、学校からはさまざまな大変さというような部分も正直あったのは聞いております。

ただ、現時点では全国学力・学習状況調査、そして本町で取り組んでおります学力調査のCRTを年間指導計画に位置づけていただいて、そして北海道チャレンジテスト等も一つ一つの問題は個人差はあるでしょうけれども、大体20分くらいでできるような問題ということで配信されておりまして、学校によっては朝の活動の時間で行ったりだとか、宿題のプラスアルファに使ったりだとか、さまざまな使い方をして、外部から配信される教材もそれぞれの日常の学習活動の確認だとかまとめに使えるような形で位置づけて、大分学校のほうでは活用のほうが

浸透してきているのかなというふうに思っております。

ただ、議員ご心配のとおり、各学校の教育課程の中で独自に準備されたものでないという部分については、プラスアルファというような印象あるかもしれませんが、それをそうしないように位置づけるというような工夫がそれぞれの学校で行われているというふうに理解しております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） それは、私が調べた範囲では、多くは室長言われたように、家に持ち帰らせて宿題のスタイルをとっているというところが結構あるみたいなのです。

結局は教育長が一番最初に言った教育水準の維持向上、これは異存はないのです。このためではなくて、全国学力・学習状況調査という特定の指数をアップさせるための、明らかにそうですよね、道教委がこういうことに取り組む、教育局が持ってくるとかというふうに思って、それが心配なのです。だって、依然として道教委としては、今年度、「平成28年度には、全ての教科で全国平均以上となるよう、学力向上の取り組みを推進してまいります」という方針を掲げているわけですよね。この方針に基づいてやっているわけなのです。ここで言っているのは、全国平均以上となるようですから、だから、教育長が理念としているような一般的な教育水準の維持向上とは別個に全国学力・学習……、一々言うのが面倒なので学力テストと言わせてもらいますけれども、学力テストのためにこれらが行われているというふうに思うのですけれども、そのプラスマイナスあると言いましたけれども、そうではないのですか、実際は。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

確かに、道教委はそういう方向でやっているということは事実でありますけれども、私どもはそこら辺は取捨選択しながら、学力テストを上げるために私どもは取り組んでいるのではなくて、あくまでも例えば学力調査等あるいはC R Tや何かで課題が見つかりますよね。その課題改善のために役立っているということで、それを定着できていない部分については、そういったことをしっかり定着させるようにということでの取り組みでありまして、うちといたしましては、学力調査のための点数を上げるために取り組んでいるという考え方は、これはもう過去にも申し上げておりますけれども、そのような考え方を持っていない、あくまでも子供たちの学力定着のために取り組んでいるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 教育長の言っていることは現場に通じているというか、現場の先生方によく理解されているというか、逆に言えば、現場のそういう大変さを教育長はよく理解してくれているという現場の先生方の声も聞いてきました。だから、そういう意味では、いろんな意味で現場の大変さを教育長は教育長のセクションのところで何とかガードして、現場の先生が仕事しやすいように努力されているのだなということは、それははっきり現場の先生方が実際これに取り組んでいる人たちが言っていました。だから、そういう意味では、私は大分守ら

れているなというふうには思いますけれども、しかし、依然として道教委は、もう全国平均以上でなければという数値的な水準を持っていて、いわんや、ここで僕が指摘したように、過去問題も扱っているというわけでしょう。過去問題で馳さんが激怒したわけでしょう。だって、彼、記者会見の談話でこう言っているのですよ。「うわさには聞いていたが」と、学力テストのひどい状況を「うわさには聞いていたが、現場から憤りの声をいただいたことはなかった。基礎学力をどこまで身につけたか、その結果を受けどのような授業を展開するかといった、学力テストの本質を見失わないでほしい」と。見失っている現場の実情がもうあちこちで見られていると。それで現場の先生からの悲鳴が直訴ですよ、上がって、文科大臣がそれに非常に憤りの記者会見をやったということなのです。だから、そういう危険というか、そういうものはらんでいる全国学力テストだと。それに現場に実際行って聞いてみたら、教育長はわかってきているのだと。だから、多分いろんな努力で余計な仕事でもう大変な、実際大変だと言っていました。いろんなものが上からどんどんおりてきてね、本来の授業がおろそかになって、そっちにかかる手間暇が結構あるのだと、大変な実態にはなってきたということは言っていますし、馳文科大臣でさえこう言っているわけですから。文科大臣が何を言っているのだと僕は言いたいですけれども、自分たちでこういう弊害が出るのがわかっているながら実施しているわけですから。

そういう意味では、この全国学力・学習状況調査の弊害というか、さっき室長はプラスマイナスあるという曖昧な言い方をしましたけれども、マイナスのほうが大きいのではないかと。もっと生き生きと学校のやりやすいように、それぞれの学校の教育方針、教育計画に基づいた生き生きとした地域の実情に合った教育ができるようなことにもっと時間を割くべきでないかと。上からおりてくる対策のテストはできるだけ少なくするというふうなことを私はすごく願うわけですが、その点では最後にどうでしょうか。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

先ほども申しましたけれども、従来から比べますと、本当に道教委の方針としては、新聞報道等で最下位のほうにあるということで、点数を上げなければならないという発想で一定程度取り組んでいるというふうには理解していますけれども、うちのほうとしては、だから、全てそれを受け入れて学校現場へおろしてやらせるということではなくて、あくまでも課題が見つかった部分については、これは基礎・基本をしっかり定着とさせるということが教育の基本でありますし、これちょっと話別になるかもしれませんが、先生方のしっかりした今までの取り組みと、今までやってきたことと、今現在やっていることがしっかりと対応されているということの結果が出ていまして、だから、点数を上げるために過度にそういう方策をやらなければならないという標茶の教育の中では環境にないのです。だから、しっかりとこれからも今までやっていただいたことと、それから課題を見つけてその課題改善のためにさらに取り組んでいっていただきたいという方向で、全てが文科省あるいは道教委を否定しながら物事を進め

るという環境にもないということをぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 最後の一言は要らなかったのだけれども、わかりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問なのですが、軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入助成の実施を求める質問に入ります。

障害の早期発見と適切な対応は子供の発達にとって極めて重要であると考えますが、この点で標茶町はどのような取り組みを行ってききましたか。

また、身体障害者手帳の交付とならず、軽度・中等度難聴児で助成が行われていない子供たちの実態調査を行い、的確に現状を把握すべきと考えますが、いかがですか。

北海道は、平成27年度から18歳未満で身体障害者手帳が交付されていない軽度・中等度難聴児に対する補聴器助成制度を実施しています。本町でも、この助成制度を活用し、聴覚に障害のある子供たちが健全な発育ができるよう早期に支援を行うようすべきと考えますが、いかがですか。

既の実施している市町村、平成27年度では、こっちのほうでは釧路市だけなのですが、釧路市を含めて22の市町村が全道で平成27年度には実施されているというふうに聞いていますが、ここでは補聴器購入のための助成だけではなく、修理費用についても助成の対象としています。本町でも実施に踏み切った場合、修理費用も対象とすべきと考えますが、いかがですか。

最後に、北海道は補聴器助成を18歳未満としています。これを標茶町として条件に応じて18歳以上にまで拡大するつもりはありませんか伺います。

以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入助成の実施をのぞねにお答えをいたします。

障害の早期での発見と適切な対応は、子供の発達、成長において重要であるとの考えは議員と意見を同じくするところであります。

本町におきましては、専門組織といたしましては、平成15年4月に標茶町子ども発達相談室、平成27年4月には名称変更を行い、標茶町子ども発達支援センターとして現在の体制となっておりますが、保健福祉課、子ども発達支援センター、子育て支援センターのみならず、関係する専門機関との連携により対応しているところであります。

妊婦健診に始まり、乳幼児健診等で早期での発達の異常やおくれ等の発見に努めるとともに、発達に課題のある児童とその家族に対して、適切な相談支援及び早期に必要な指導助言等の療育指導を行い、児童の心身の健全な発達の促進に努めております。

また、各保育園、幼稚園、学校等と連携をし、気がかりな児童を必要に応じて子ども発達支援センターや教育支援委員会、特別支援教育連絡協議会において個別計画による幼少期からの

状況を引き継ぐことで、進学・進級時においてもスムーズに児童の特性を把握し、より支援が必要な児童については、児童相談所や特別支援学校などの専門機関へとつなぎ、適切な検査等を行うことで、児童の特性に合った療育につなげているところであります。

議員お尋ねの軽度・中等度難聴児で助成が行われていない子供たちの実態調査につきましては、身体障害者手帳交付時の保護者からの主訴や、子供たちが通っている各施設からの情報提供において実態の把握に努めているところであります。

次に、昨年度より北海道が実施している補聴器の助成制度を活用した早期の支援についてありますが、昨年度から地域づくり総合交付金のメニューに追加となりましたので、管内市町村や道内市町村の状況を注視しながら、どのような方策が支援を必要としている児童にとってよりよい支援制度になるかを検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） ちょっと4番目については、ご回答がなかったように思うのですけれども。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

最後にお答えをいたしましたように、どのような方策が支援を必要としている児童にとってよりよい支援制度になるかを検討してまいりますということで、それは含まれておりますので、ご理解をいただきたい。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 先ほど軽度・中等度難聴児について実態の把握に努めていますというふうに町長おっしゃいました。現時点でどの程度把握しているのか、把握しているものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えします。

過去10年くらいの状況ですが、2人ほどこの手帳の交付は受けない程度の障害があるということを確認しております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 北海道知事も昨年の議会の中で助成制度に踏み切ったと。だから、これが全道的に広がるよう望むし、そういうふうに努めていきたいというふうに答弁されているわけなのですが、今、課長のほうから、過去に10年間ぐらい調べてみたら、実際に手帳が交付となっていないという子供たちで補聴器を使わなければならないというのは2名ほどだという、少ないのですね。全体としては少ないのですよ。たしか、私が調査したところでは、片方の耳で4万3,000円ちょっとぐらいかなということなのですね。昨年度から実施した釧路市も、昨年度は補聴器そのものの助成が3名、それから修理の費用の助成が1名と。それで、今年度は5名分の予算を計上したというふうに聞いています。だから、そういう点では標茶のこの10

年間で2名ほどというのもうなずけるわけですが、しかし、実際に今、現実に本当に発達期の子供で補聴器が必要で手帳が交付されておらず、自分で負担しなければならない子がいるのですね。ですから、その点、町長のほうからどういう手当が必要なのか検討していくというふうに言われましたけれども、現実に今発達期でそういう子供がいて、高橋知事の答弁の中でも、この発育に触れながらの答弁だったわけです。ですから、ぜひ早期に前向きに検討して実施されるよう強く望みたいのですが、その点はいかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員の早期にというお答えにつきましては、私どもとしては、やはり町民の皆さんの幅広い意見も聞く場というのが必要だというぐあい考えております。したがって、私ども政策の場合には、あらゆる場合にそれぞれ町民の皆さんのご意見を伺う場というのがありますので、検討委員会、それがどこが適切かどうかは別にしましても、そういった委員さんの皆さんのご意見も伺いながら検討してまいりたいということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） その期間はどのぐらいかかりそうなのですか。その幅広く意見を聞いて検討して結論を出すまでの期間というのは、結構かかるものなのですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 当然どういった意見が出されるかによるかと思っております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） だから、それはそうだと思うのです、いろんな意見で。

だけれども、それをすぐ、そういう検討の機会を実施していただけるのかどうか、その点を聞いているのですが。

現実に今、私が聞いているのは、6歳ぐらいの子かな。なので、本当に今、大事な時期なのです。だから、そんなに期間が置かれていないし、せっかく北海道でも助成制度が設けられたということもあって、できるだけ早くという気持ちがあるのですけれども、私は、いろんな意見というのものもあるけれども、検討の期間とか幅広く町民のというのはすごく抽象的で、いつごろまでにそういうことを終えて結論を出せるのかということを知りたかったのですけれども、それは無理なのですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 議員がそのように考えられるということは私も十分理解をいたしますし、それについては私も前向きにという意味で検討してまいりたいというぐあいにお答えをしたわけです。

ただ、手続として議員からこういった質問があって、はい、そうですかという話にはならないということもぜひご理解をいただきたいと思っておりますし、どういう例えば検討委員会、ほかの

どの委員会をお願いをするか、まだ打ち合わせをしておりませんが、そういった場合に委員さんからどういう意見が出されるかということがありますので、私から今いついつまでというお答えはできないということも、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 道も乗り出して財政的なそういう環境も整ってきたということで、ぜひ、できるだけ早くその作業を進めていただきたいなということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（館田賢治君） 以上で4番、深見君の一般質問を終わります。

続いて、8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君）（発言席） それでは、私は、質問通告の内容に従って質問いたします。農畜産物加工処理施設を農協と連携し拡充をということです。

J Aしべちゃでは、農畜産物処理加工施設で加工した牛肉の大和煮、水煮、ミートソースなど、J Aしべちゃ特産品を販売し、好評を得ています。この取り組みについて町長の評価、所見を伺います。

さらに、この加工施設では、少なくない一般町民が参加され、好評を得ています。消費者と生産者との結びつきや意識向上、生産者みずから加工にかかわる場としての価値は高く、まちづくりの一助となっていると思いますが、その利用状況を含め、町長の所見を伺います。

次に、標茶町で生産した牛肉や牛乳を活用したこれらの活動は、今後の標茶のまちづくりや基幹産業である酪農を支える大きな取り組みと考えます。本町がJ Aしべちゃと連携し、施設の改修や新設も視野に入れ、幅広く町民、町外の人々が参加できるよう、畜産加工処理加工施設の拡充を考えてはいかがか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の農畜産物加工処理施設を農協と連携し拡充をとお尋ねにお答えをいたします。

議員お尋ねの農畜産物加工処理施設は、ご案内のとおり、国の農業構造改善事業を活用し、J Aが事業主体となり、平成元年に整備されたものであります。折からの一村一品を求める流れがあったにせよ、主産品の畜産製品を生産現場で付加価値を高めるとともに消費者と交流し訴えかけるという視点は、30年近くたった現在でも最も大切にすべき視点であり、当時のJ Aの英断には敬意を表するところであります。

そこで、1点目の加工製品についてですが、牛肉の缶詰については、基幹産業酪農の副産物である廃用牛の付加価値を高め、生産者に還元することを目的に始まったものであります。現在では、道産牛肉を用いて生産者組織がつくる安心感をブランド価値とし、手ごろな実用品、贈答品としてファンを獲得していることを評価するものであります。また、ミートソース缶は、J A女性部がトマトから手づくりをした素材にこだわった逸品であります。缶詰としては決して安くはないと思いますが、こちらはこだわりのストーリー性が味のよさと相まって道の駅摩

周などで好評を博していると同っており、町のPRにも一役買っていたいただいていると評価するところであります。

2点目の施設の果たす役割への評価ですが、ご指摘のとおり、販売向け以外の一般利用は100%の稼働率となっており、生産者と消費者の結びつきや意識向上という目的の成果はともかくとして、地域会女性部などの各種団体等が畜産加工を体験する場を提供する貴重な施設であると理解をしております。

これらを踏まえまして、町としてJAと連携して、施設の改修や新設など、農畜産物処理加工施設の拡充を考えてはどうかとお尋ねですが、現在、JAでは施設老朽化に対し、利用者からの継続希望が多数寄せられているとして、新築か改築を検討するとの方針を示しております。新製品の開発や生産者と消費者との交流はいずれも経済行為の一環として捉えており、経済団体の出した結論に応じ、必要な支援策を講ずべきと考えているところでありますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、JAのこの施設が老朽化を迎えて今後の見通しについて検討されているということに対して、必要な支援策を講じたいという意見をいただいたわけがございます。

そこで、構造改善事業でこの施設がJAで立ち上げて今日まで運用されてきたわけでありませけれども、この間、この始まった時期、これはいろんな文書なんかを拝見していますと、ちょうどガット・ウルグアイ・ラウンド、これが非常に取り沙汰されて、貿易の自由化と農産品の自由化等で肉の価格が暴落するよと。そういう中で、そういう老廃牛を生産者がみずから加工して還流するといいますか、自分たちで食卓にのせて乗り越えようという、そういう意思も働きながら運営されてきたのだというぐあいに思います。

今日ここに来て、またそういう大きな農政の転換点というような時期を迎えまして、いろんな実態を調査して、数字的なものが非常に変化に富んでいるというぐあいに理解していますのですけれども、内閣府がこれを調査しているのですけれども、「食料は、生産コストを引き下げながら、できるかぎり国内で作る方がよい」という質問に対して、1987年から2014年までの統計で、1987年のころは32%だったものが、2014年には54%、2人に1人ぐらいが国内でつくるほうがよいという結果に変化してきているのですね。そういう意味でも、この施設、消費者の皆さんの意見を取り入れながら、十分な施設づくりに積極的に町がかかわるべきだというぐあいに思いますので、その辺の見解と実際問題、この農畜産加工センターで取り扱われたものに対して、町としてはどこの部分でどのように支援なりかわりを持ってきたのか、お伺いしたいというぐあいに思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほども申し上げましたように、経済団体さんが経済行為として消費者を重視した視点の中で取り組まれていることに関しては、非常に高く評価をしております。

ただ、あくまでもこれは経済行為でありますので、経済団体さんがどのように方向性を出すかということが一応重要であると私は考えておりますし、そのことは、これ機会あるごとに消費者との連携というのは、重要性については申し上げてきました。

したがいまして、経済団体さんの出した結論において、その中で町としてどういった視点が必要なかということ、どういった支援ができるか等々については検討してまいりたいと先ほどお答えをしておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 具体的な支援ということでありますけれども、この標茶の食肉加工処理施設と同じような形で立ち上がったのが、隣の町の計根別にありますこの加工施設だというぐあいと思うのです。そこにちょっと立ち寄ってお話を聞く機会がありましたので、いろいろお話を聞いてきました。

ここでは、その食肉加工、牛肉、チーズ等にかかわる技術者として専門に町が人材を確保してそういう取り組みをしているという、町職員として身分もしっかり保証された中でそういう仕事をしているという、本当に町が積極的にそういう意味では、その加工施設が運用される上において充実したものを目指しているという状況があります。そういう意味では、その部分に関しても、例えばJAのほうからの要請があれば検討する用意はありますか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

全国いろいろな形態があろうかと思えます。ただ、私は、経験上申し上げますと、消費者の皆さんが本当に信用されるのは、生産者みずからがどういったことをされて、どういうものを消費者に提供していくかということでありまして、それを行政がどういった形で支援できるかということに、私の経験上はそこが一番重要だと思っております。そういったことをずっと標茶の場合も、私も、農協さん、それから生産者の皆さんに申し上げてきたつもりでありますので、そういった視点で具体的にどういったことが求められるか等々については、それが具体的にになった時点で検討してまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、答弁の中で、生産者がどういうものを生産するのかという、その意義についてご答弁がありました。私はそういう意味では、標茶の特産品という点では、どういうものを生産するかということのをこれから非常にやはり真剣に考えていかなければいけないという時代に入ってくるのだというぐあいに思えます。そして、グローバル化、それに対峙するのがローカルということになるのだと思えますけれども、やはり地元の消費者の方々に本当に安心して食していただける、そういうものを生産する、それに基づいて地元の人がそういうものを加工するという点では、ある意味、生産の仕方そのものも検討しなければならないといえますか、本当に消費者が求めている生産物とはどういうものなのかということも考えなけれ

ばいけない時代になってきていると思いますし、そういうものを生産して加工して、標茶の特産品として売り出していくということは、今後のまちづくりにも大きな影響を及ぼすというぐあいに考えます。

そういう点では、今、町長が答えられた生産物のあり方という点で、今の標茶の牛乳なりそういうものの生産の仕方について、もしよろしければ感想をちょっとお聞きしたいなというぐあいに思うのですけれども。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思いますけれども、何度も私申し上げましたように、いわゆる生産者の皆さんがどういうものを消費者に届けたいかと、そこをはっきりさせて、そのためにどういった手段が可能かどうか等々について生産者みずからが努力をし、また行政、それからほかの団体も含めてですけれども、それはどういった支援ができるかということ、それが一番大事だと思っておりますし、現在の標茶町でどうかという話になれば、そういった生産者の皆さん方がどんどん出てきている。こういう、しべちゃ牛乳が学校給食になってからもありますし、その以前から、例えばヨーグルトを加工して供給されている方、また、チーズを加工している方等々もありますし、また、その肉等についても、このJAしべちゃさんの取り組みは現在は廃用牛の缶詰というのがありますけれども、肉として有名な、個人の名前になるかもしれませんけれども、星空の黒牛というブランドが非常に評価をされてきていると。それは、やはり生産者の方の生産姿勢、それとそれに伴う品質等々について消費者が評価をするからでありまして、決して行政がという話ではないということは、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

私どもは、ただ、こういった情報、こういった考え方の消費者もいますとか、そういうこともTPPの取り組みのときからずっと申し上げていますように、消費者に理解されない生産というのは、これはやはり非常に難しいであろうと。だから、やはり消費者と一緒にした取り組みをしていくことが、結果として、それはやはり生産、消費、再生産というこのサイクルが非常に大事なわけでありまして、このサイクルをお互いの信頼関係の中でどうやってつくっていくのか、そのことが一番大事だというぐあいに考えておりまして、現在の標茶でいろいろなところでいろいろな生産者の方がいろんな取り組みをされていることに対しては、非常に私は敬意を払っておりますし、また、何が支援できるか等々については率直にご相談したいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは、先ほどの答弁の中に農協さんの支援をとということで必要な支援をしていきたいということなのですけれども、あくまで農協さんの出されたものに対する支援ということなのか、それとも町のほうとして考える施設に対する要望等も提案する、そういう方向性も考えておられますか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 何度もお答えをしているのですけれども、いわゆる主体となるのがどちらかということでありまして、それに町として何が支援できるか等々については、その出された結論に相談に乗ってまいりたいということのをさっきから何度も申し上げておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは、積極的にこちらの側からということはないということの理解でよろしいですね。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思いますけれども、その積極的というのがどういうことを意図されているのか私はとてもなかなか理解できないのですけれども、当然いろいろなものについてJAさんと私どもはいろいろな情報交換をしながら進めているわけでありまして、この問題についても農協さんが勝手にやってそれはということではなくて、その経過においてもいろいろ情報交換をしておりますので、そういった意味で私どもとしてはかかわり合っておりますことも、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） はい、わかりました。

それでは、次の質問に移ります。

子育てサポートセンターの活動を活発にし、働く親のさらなる応援をとということで、本町に発足した「子育てサポートセンターまーぶる」に登録されている人数や活動実績について伺います。

また、子育てサポートセンターまーぶるの存在を知らない町民がいるように思いますが、周知の方法はどのように行ってきたのかお伺いいたします。

親たちが働く各職場に向けて子育てサポートセンターまーぶるの活用を促すリーフレットなどの発行、職場の責任者に対するレクチャーなどの制度の有効な活用が行われるようにすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 8番、渡邊議員の子育てサポートセンターの活動を活発にし、働く親のさらなる応援をのぞねにお答えをいたします。

安心して子供を育て働くことができる環境づくりを推進することは、子供の子育てを推進する上で非常に重要であると認識をしております。

本町においても、標茶町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査にありました仕事や休養などの際に子供を預けたいとの要望に対し、標茶町社会福祉協議会の協力により「子育てサポートセンターまーぶる」が昨年10月に開設され、11月にスタートしております。現在のところ提供会員8名、依頼会員5名が登録されており、実際の活動実績については昨年11月と12月に1名の方が各1回の利用をされたと聞いております。

議員お尋ねの周知の方法についてであります。昨年の事業開始時には、新聞での周知、町内の学校や幼稚園、保育園へのポスターの掲示やチラシの配付を行っており、また、事業開始後においても乳幼児健診時に保護者へ直接チラシの配付や子育てに関する各種会議等では社会福祉協議会のコーディネーターが説明に出向き、制度の周知に努めていただいております。

今後のさらなる制度の周知等につきましては、事業の実施者であります標茶町社会福祉協議会と協議をしてみたいと思いますが、子育てサポート事業は集団の中での保育と違い、町民の皆さんの共助の精神がその支えとなっており、親子が地域の人とのつながりを育む貴重な機会であります。

ご提案のありました制度の有効活用を含め、子育てサポート事業を、地域に根差した活動となるよう、社会福祉協議会と連携をとりながら、より効果的に推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 私がこの質問をするに至った理由もありまして、地元の学校の行事バスの件で、先生の都合でその行事バスを動かさなくなったというような、これってどうなのでしょうという問い合わせなんかもありまして、先生の事情というのはどういう事情なのかなという話をしたところ、子育て、子供の面倒を見ることで、中体連のバスに乗って同行することはできなくて、バスが運行できないという、そういう意味でこういう制度があって、知っていてもやっぱりそういうことで職場での対応ができなかったのかなという、そういう思いもありまして質問させていただきましたけれども、そういう意味では、こういう制度があるということ例えば校長会とかそういう場所でのこういうレクチャーみたいなものを実際はされるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

この制度を進める前段で、社会福祉協議会の事務局長、毎月の定例校長会議のほうに行きまして、事業の説明、それとパンフレットの配付の依頼ということで、制度が始まる前に校長会議の中でこの話をされたところであります。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） そういういろんな団体組織等で、この子育てサポートセンターのすぐれた部分が町民の皆さんに認知され、大いに活用される、そういう方向を期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（館田賢治君） 以上で8番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

続いて、9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 通告につきまして、ご質問をいたします。

障害者差別解消法は、国連の障害者権利条約を批准したことを受け2013年6月に制定されていて、障害者基本法の基本理念に沿って障害を理由とする差別を解消するための措置を定めた

法律です。障害のある人、身体、知的、精神などのあらゆる障害者に対する不当な差別的取り扱いを禁止し、障害者に対する支援に関し、国、道、市町村の役所など行政機関に法的義務を、民間企業などに努力義務を課し、障害者が社会生活に不都合を感じないような合理的配慮の提供を求めている、本年4月1日から施行されました。ただ、合理的配慮をしなくても罰則規定はありません。

この法律は、道や市町村などの役所で働く人が適切に対応するために不当な差別的取り扱いや合理的配慮、障害のある人が社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があつて、社会の中にあるバリアを取り除くための何らかの対応を必要としていると意思が伝えられたとき、負担が重過ぎない範囲で対応すること、事業者は対応に努めることを求めています。つまり、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ対応要領を障害のある人などから意見を聞いてつくることに努めることとされています。

昨年3月、本町の第4期障害者福祉計画が策定されましたが、対応要領は福祉計画とは別であり、役所で働く人、つまり職員へのものです。ぜひ、つくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

この障害者差別解消法を事業者も含めた町民皆さんが理解し合うための手だてを講じるべきとも考えますが、いかがでしょうか。

同法は、障害のある人が不当な差別を受けたり、合理的配慮の提供をしてもらえなかったなど、困ったことがあった場合、地域の身近な相談を受け付ける窓口で相談ができるような体制づくりができることとされています。地域のさまざまな関係機関などによる障害者差別解消支援地域協議会の設置など、相談を受け付け、関係者が話し合う場をつくる必要と考えますが、この支援地域協議会の設置は義務化されていないため、各市町村での設置がなかなか進んでいないと報道もありました。協議会の有無は地域の人権意識を示すバロメーターと言われています。ぜひ、障害者差別解消するための取り組みを行うネットワークとして協議会を設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番、鈴木議員の障害者差別解消法の理解を求めるための手だてをのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、障害者差別解消法が本年4月1日から施行されました。この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指しております。

この法律の制定を受けて、市町村などの役所については、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ対応要領を作成することが努力義務となっておりますので、法の趣旨にのっとり標茶町役場の対応要領につきましても、作成してまいりたいと考えております。

次に、この法を事業者や町民が理解し合うための手だてを講ずるべきとお尋ねですが、障

害者差別解消支援普及啓発パンフレット等につきましては、担当課の窓口や各公民館の情報コーナーに配置しておりますが、今後、さらに広報しべちゃや役場ホームページ等を活用いたしまして、法の趣旨の啓発に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、障害者差別解消支援地域協議会についてであります。関係機関が連携し、地域において障害を理由とする差別に関する相談や紛争を防止、解決するための取り組みを効果的にかつ円滑に行うために組織することはできるとされておりますが、障害者の相談業務の窓口の一つといたしましては、平成24年10月からの地域活動支援センター内に相談窓口が開設されております。また、既存の会議体に地域協議会の機能を付加することも可能とされていることから、本町におきましては、既存の会議体であります標茶町社会福祉施策検討委員会を活用しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 前向きなご答弁をいただきましたので理解をするところなのですが、町民等への手だてとしましては、先日、釧路市が市民講座で実施をされて250名以上の方々がその講座にといいますか、解消法を理解するための講座に参加されたということを経済記事で読みました。やっぱり先ほどおっしゃったパンフ等が配置されているというふうに言われていますけれども、なかなか私どもは、例えば公民館へ行っても、目にするということのは、まず、よほどの意識がない限りないですよ。そういう意味では、一定の講演会みたいなものを開催しながらも理解を求めるといのも一つの手だてだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

さらには、窓口が開設されているというふうにもお答えありましたが、そのこと自体も知らない方が多くいらっしゃいます。恥ずかしいですが、私もそのことは知っておりませんでしたので、質問をしたわけなのですが、その辺もしっかりと、4月1日から施行されておりますので、皆さんが安心して差別のない社会を標茶からつくるためにも、積極的なPR活動に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

どういった形がいいのかは別にしまして、ぜひそういったことも検討してまいりたいと思っておりますし、窓口が開設されていることの周知につきましても、先ほど申しました基本的な考え方のもとに、いろんな場面で取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○9番（鈴木裕美君） はい、終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で9番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（発言席） 1番、櫻井であります。通告に従って質問させていただきたい。

まず、件名であります。食肉加工センター建設の今後についてお伺いしたい。

本町では建設が予定されている食肉加工センターは、酪農家の経営には必要不可欠なものです。

本町は、平成29年度の事業採択に向け、完成までの予定表も作成し、完成しているわけです。課題を速やかに解決し一日も早くこの施設が完成することを求め、2点について質問をいたしたいと、こう思います。

まず1点目、1つ、建設予定の下流域の漁業協同組合長から排水処理に対してこのままでは認めないとの意見書が来たと聞いておるところであります。どのような主張であったのか、まずそれをお伺いしたい。

2つ目であります。現在考えている排水処理が認められないとした場合、今後の整備検討委員会と本町の対応をお聞かせ願いたい。

以上2点であります。よろしく願いいたします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、櫻井議員の食肉加工センター建設の今後についてのお尋ねについてお答えをいたします。

ご案内のとおり、一昨年4月に釧路、根室の両農協組合長会から公設民営方式による設置要請が本町に出され、その後、平成29年度からの事業採択に向け、根釧と畜場・食肉加工施設整備検討委員会を中心に関係者との話し合いを進め、推進方針の確認や課題解決を進めてきているところでもあります。

その中でも、下流域関係者との話し合いに関しましては、慎重に進める必要があるとの考えのもと、議員の皆様にもこの間、この取り扱いについて最大限のご配慮をいただいていたところですが、同意に向けた話し合いが難航し、建設予定地の決定に至っていない状況であります。

1点目のお尋ねである建設予定の下流域の漁業協同組合から排水処理に対して認めがたいとの意見書が届いたと聞いているが、どのような主張なのか伺いたいですが、ことし1月から3月末にかけて実施した地質調査により、排水を地下注入する手法についても可能であるという結果が得られており、その内容について理解をいただけるよう整備検討委員会としてその報告

をしております。

しかしながら、その調査内容、調査結果について漁協側としても検証する時間が欲しいとの意見が出され、その回答を待っていた状況であります。

去る5月16日付で根釧と畜場・食肉加工施設整備検討委員会委員長宛てに屠畜場建設計画にかかわる意見書の提出があり、この意見書が漁協側の回答であると認識をしているところであります。

意見書の趣旨であります、漁業に影響を及ぼす可能性のある開発行為や、万が一、風評被害につながる行為については決して容認できない。屠畜場排水によって湖の環境変化をもたらし、そのことによって漁業にも影響が出るのが強く懸念されるとのことで、安全・安心な湖の環境と漁業資源を維持するため、場所の再検討を含め、抜本的な計画の見直しを要望するという内容であります。

2点目の現在考えている排水処理が認められないとなった場合、今後の整備検討委員会と本町の対応をお聞きしたいというお尋ねであります、意見書の内容には処理排水を河川放流あるいは地下注入、いずれも環境変化を与える可能性があるとのことですが、当然ながら排水に当たっては水質汚濁防止法などの法的条件を遵守することとしております。また、湖環境や流域環境などを研究されている研究者からの意見としても、計画されている処理排水によって湖環境の変化は考えなくてもよいレベルであるとの見解であります。

本町としては、これまでも流域に暮らす者として環境保全やそれぞれの産業の発展のために努力をしてきていることもあり、お互いに連携して取り組むことが重要であると考えておりますが、根釧と畜場・食肉加工施設整備検討委員会として今後の対応方針や推進方策を決定していくこととなりますので、ご理解を願います。

いずれにしても、建設予定地の確定がなければ次に進まないことは事実であり、まずはその課題解決に向け作業を急ぐことが重要であると考えております。

この食肉加工センターは根釧地域の酪農畜産業にとって絶対に必要であるという考えに変わりはありませんし、議会を初め関係する機関との緊密な連携により建設に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、町長は相手方の意見も十分尊重しながら今後のことをやっていきたいという趣旨だと思うのですが、建設予定地が定まらないということになれば、いつまでもこの事業に着手することはできないわけですね。前回の議会においても、工程表もつくり、そしてこういう方式ですと、地下に浸透させるこういうイメージ図まで提起してやっとなるわけですよ。なのに、また反対のためだ、反対みたいなことを繰り返されていても、らちが明かないでないかと思うのです。

これ、町長、お伺いしますが、過日札幌のほうに急遽出られたというようなお話も聞いてお

りますが、そこで何かうまい打開策みたいなものを話されたのですか。そこではどうなのですかね。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

打開策と言われても、漁協さんが反対されている理由が漁業に影響を及ぼす可能性のある開発行為や風評被害につながる行為については容認できないということでありまして、では、それを乗り越えるために何をすればいいのかなということになりますと、これはもう私どもとしては、地下浸透ならというお話を伺って、私ども実際に調査をしたわけでありまして。

それで、今回の答えでは、地下浸透というのは過去に例がないと言われていたわけでありまして、過去に例のあることは認めないから地下浸透というお話を受けての私どもの決断だったのですけれども、現時点では過去に例がないから地下浸透も認められないということでありまして、これをどう乗り越えていくのかということになりますと、最終的には検討委員会の中で判断をし、決断をしていかなければいけない問題でありますけれども、私どもの考え方というのは変わっておりませんが、相手さんがそういう状況でありますので、それに対して検討委員会がどういう判断をするかというのは、早急に検討委員会を開いてということにはなろうかと思っておりますけれども、現時点ではそれから先どうなるかというのは具体的な打開策というのはありません。ただ、皆さんが懸念されているのは、時間がかかることによって、いわゆる酪農、畜産業に多大な影響がある。だから何とか早くという、そういったことは伺っております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） これは相手のあることだから、手も足も出ないと。言うがまさに時が過ぎていくのを待っていると。打開策はないというのですから、そういうことなのでしょう。だったら、我々酪農家にとっても、根釧の酪農家にとっても、これは死活問題なのです。漁業協同組合も漁業権とか生活権とか言っているのでしょう。我々も同じように上流で酪農を営む者その他についても、生活権というのはあるのです。やはりそこらも相手に理解してもらおう努力をしていただかないと、だめだからだめだというような話では本当にだめになってしまうのです。町長もかなり頭にきていると思うのでそこらはわかるのですが、どうか私たちの生活もあるのだということを漁協の方々に強く強く理解していただくための弁を述べていただきたい。こんなことをやったら、海と山とのけんかになってしまいますよ、最後は。そこは町長、強く相手に申し込んでくれますか。どうでしょう。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

今、議員がご指摘になった点につきましては、私どもの検討委員会の委員長のほうから、この間、再三にわたって漁協さんのほうに説明をしてきておりますが、現時点ではそれに対して理解が得られないということでありまして。今までもこの検討委員会という枠組みの中で、これ

は決して標茶町だけの問題ではない。釧路、根室管内の酪農、畜産にとってどうしても必要な施設、だからあの場所なのだというのを私どもは強く申し上げてきております。こういう意見書をいただいて、私どもとしてはやっぱりこれには納得できないと思っておりますので、検討委員会として何らかの形でこれにつきまして回答をするということは一応、ただ、検討委員会の全員ではありませんけれども、一応そういった方向でということでは確認はとれておりますけれども、それが具体的にどういった形になるか等々については、今のところは町としての考え方は持っておりますけれども、検討委員会としてどういった解決策といいますか、方針になるかということについては、検討委員会の結果を待つということになろうと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 町長が検討委員会の方向で、中でお話くださって、そして、その結果ちょっと待ってくれというのだったら、結果出るのをこれは待つしかないなと思うのですが、ただ、下流域の人たちがだめだと言ったら上流に住む者たちは、屠畜場もそうですけれども、工場すらできないと、こういう話になりますよね。違いますか。まだおかしいのは、その下流域に何か新しくウイスキーの工場なるものをつくると。そんなような話もあるのですが、これだって工場ですよ。工場排水だって出るはずなのです。自分たちのところはオーケーで、他町村、上流域についてはだめだという、こういう論法はいかがかと僕は思うのです。そこらも次の検討委員会でよくよくただしていただきたいと、こう思います。

私の質問はこれ以上やってもどうもならないと思うので、次を期待してこらで閉じたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（館田賢治君） 以上で1番、櫻井君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎報告第7号

○議長（館田賢治君） 日程第6。報告第7号を議題といたします。

本件について、趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 報告第7号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、平成27年度標茶町一般会計補正予算（第7号）の専決処分でございます。

歳出につきましては、経費節約などにより不要額を生じるものについて、決算に近い形での減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについて措置をさせていただきました。

歳出の主な減額といたしましては、北海道自治体情報システム協議会負担金600万円、身体

障害者更生医療費860万円、自立支援介護給付訓練等給付費1,900万円、中山間地域直接支払交付金事業2,833万5,000円、道営草地整備事業負担金837万1,000円、中小企業資金貸付金2,000万円、除雪委託料2,055万9,000円、町営住宅建設事業6,484万3,000円、磯分内小学校建設事業1,742万円、中茶安別中学校講堂建設事業2,980万円、学校教育施設整備基金工事費2,330万7,000円などであります。

他会計への繰出につきましては、国民健康保険事業特別会計で3,090万2,000円を追加し、病院事業会計補助金で5,800万円、介護保険事業特別会計1,379万円、下水道事業特別会計で710万円をそれぞれ減額するとともに、主な追加といたしましては、財政調整基金積立金3億3,229万1,000円、減債基金積立金9,993万6,000円、町営住宅整備基金積立金で1,712万9,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税をはじめ地方交付税、各種譲与税交付金、国道支出金、財産売払収入、寄付金、地方債などの補正を行っております。

その結果、補正額は1億2,400万8,000円の減額となり、最終予算総額は122億6,458万円となりました。

地方債につきましては、最終決定額にあわせ補正を行いました。

なお、本件は3月31日をもって専決処分をいたしましたので、ご承認のほどお願い申し上げます。

報告第7号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次ページへまいります。

専決処分書（写）

平成27年度標茶町一般会計補正予算（第7号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成27年度標茶町一般会計補正予算（第7号）

平成27年度標茶町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,400万8,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億6,458万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明申し上げます。

30ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただ今までの説明と重複いたしますので、説明は省略をさせていただきます。

6ページへまいります。

第2表 継続費補正

10款教育費、2項小学校費、事業名、磯分内小学校(校舎)建設事業。補正前の総額4億5,852万円、年割額26年度9,971万円、27年度3億5,881万円を補正後の総額を4億4,353万円、年割額26年度9,971万円、27年度3億4,382万円とする。

同じく10款2項、事業名、磯分内小学校(屋体)建設事業。補正前の総額1億6,088万円、年割額26年度4,407万円、27年度1億1,681万円を補正後の総額を1億5,792万2,000円、年割額26年度4,407万円、27年度1億1,385万2,000円とするものであります。

69ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書。

10款教育費、2項小学校費、事業名、磯分内小学校(校舎)建設事業。計の欄でご説明申し上げます。補正前の年割額4億5,852万円を補正後4億4,353万円とする。財源内訳、国道支出金1億5,232万5,000円を補正後1億4,988万円とする。地方債、補正前3億500万円を補正後2億6,630万円とする。一般財源、補正前119万5,000円を補正後2,735万円とする。1列とびまして前々年度末までの支出(見込)額については補正前・補正後とも9,971万円に変更はありません。当該年度支出予定額、補正前3億5,881万円を補正後3億4,382万円とする。当該年度末までの支出予定額4億5,852万円を4億4,353万円とする。最後の列です。継続費の総額に対する進捗率、補正前26年度21.7%、27年度78.3%を26年度22.5%、27年度77.5%とするものであります。

次に、同じく10款2項、磯分内小学校(屋体)建設事業であります。計の欄で申し上げます。年割額1億6,088万円を1億5,792万2,000円とする。財源内訳であります。国道支出金5,131万4,000円を4,936万4,000円とする。地方債1億800万円を1億390万円に。一般財源では156万6,000円を465万8,000円とするものであります。前年度末までの支出(見込)額については補正前・補正後とも4,407万円に変更はありません。当該年度支出予定額につきましては、補正前1億1,681万円を1億1,385万2,000円とするものであります。当該年度末までの支出予定額につき

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

ましては1億6,088万円を1億5,792万2,000円とするものであります。継続費の総額に対する進捗率につきましては、補正前26年度27.4%、27年度72.6%を26年度27.9%、27年度72.1%とするものであります。

7ページにお戻りください。

第3表 繰越明許費であります。

2款総務費、8項地方振興費、事業名、北海道くしろ地域・東京特別区交流推進事業。金額は432万8,000円であります。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、道営草地整備事業負担金（標茶西地区）。金額は1,800万円。

10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校非構造部材耐震改修事業1,625万4,000円。

同じく10款、3項中学校費、中学校非構造部材耐震改修事業1,925万7,000円とするものであります。

次ページをお開きください。

第4表 地方債補正。

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額6億170万円ではありますが、虹別61線道路改良では110万円の減額、合併処理浄化槽設置補助で620万円の減額、スクールバス購入で40万円の減、教員住宅建設で920万円の減、中茶安別中学校（講堂）防音で2,220万円の減、地上デジタル放送施設整備で10万円の減、医師確保対策では300万円の追加、子ども医療費助成で40万円の減、あわせて3,660万円を減額し、補正後の限度額を5億6,510万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。

以下、同様でありますので説明は省略させていただきます。

起債の目的、2 地域活性化事業、補正前の限度額2億6,640万円から140万円を減額し、補正後の限度額を2億6,500万円とする。

3 公営住宅建設事業、補正前の限度額6,450万円から2,460万円を減額し、補正後の限度額を3,990万円とする。

5 災害援護資金貸付債は、補正前の限度額250万円ではありますが、皆減となっております。

次ページです。

起債の目的、6 全国防災事業、補正前の限度額3,940万円から80万円を減額し、補正後の限度額を3,860万円とする。

合計であります。補正前の限度額13億253万5,000円から6,590万円を減額し、補正後の限度額を12億3,663万5,000円とする。

70ページへまいります。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書についてであります。

合計の欄で申し上げます。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

当該年度中起債見込額、補正前の額13億253万5,000円、補正額6,590万円の減額、補正後の額は12億3,663万5,000円、当該年度末現在高見込額であります。補正前の額、105億7,994万8,000円、補正額6,590万円を減額し、補正後の額を105億1,404万8,000円とする。

以上で、報告第7号の内容説明を終わります。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 2時09分延会）

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 11番 本 多 耕 平

署名議員 12番 菊 地 誠 道

署名議員 1番 櫻 井 一 隆

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成28年 6月 7日（火曜日） 午後 1時00分開会

- 第 1 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 第 3 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 第 4 報告第10号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 5 議案第27号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 議案第29号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副 町 長 | 森山豊君 |
| 総 務 課 長 | 島田哲男君 |
| 企画財政課長 | 高橋則義君 |
| 企画財政課参事 | 常陸勝敏君 |
| 税 務 課 長 | 武山正浩君 |
| 管 理 課 長 | 中村義人君 |
| 農 林 課 長 | 牛崎康人君 |
| 住 民 課 長 | 松本修君 |

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

保健福祉課長	佐藤吉彦君
建設課長	狩野克則君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君
教育長	吉原平君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(館田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午後 1時00分開議)

◎報告第7号

○議長(館田賢治君) 日程第1。報告第7号を議題といたします。

本件については、昨日内容の説明を受けておりますので、直ちに審議に入ります。

これより審議を行います。

はじめに、第1条、歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番(本多耕平君) 54ページでお聞きします。住宅の管理費で管理人報酬ということで4万8,000円ばかり減額が載っておりますが、これは中で管理人が何人いて4万8,000円の減額かお知らせ願います。

○議長(館田賢治君) 管理課長・中村君。

○管理課長(中村義人君) お答えいたしたいと思います。

町営住宅の管理人につきましては、全体で10団地ございまして、予算では12人を見込んでおります。その中で4人の管理人さんについては交渉してはいるのですが、4団地で受けもらえる方がいないということで、1人年間1万2,000円の予算を組んでおりまして、その分で4万8,000円の減額となっております。

○議長(館田賢治君) ほかにご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番(平川昌昭君) 町営住宅の建設費、55ページですが、金額が工事請負費の建設工事請負費が27年度残で5,478万円が残っていますね。28年度は当初予算で出ていましたけど、これ最大の残った理由というのはどういうことなのでしょう。

○議長(館田賢治君) 建設課長・狩野君。

○建設課長(狩野克則君) お答えいたします。

平成27年度の町営住宅の建設工事に関しましては、当初、磯分内団地建設を2棟予定しておりましたが、国からの補助金であります交付金が、1棟分、削減されました。それで国の予算配分が削減された分の1棟分5,478万円が未執行となったものでございます。

○議長(館田賢治君) 平川君。

○10番(平川昌昭君) 交付金が削減されたということは当初ではそういう設計を出していた

と。交付金が出されなかったというのは、その理由なのですか、その辺のことというのは1回予算を出しているながら、交付金が削られましたよというのは、どの辺の食い違いがあったのですか。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 当初、27年度分交付金の要望に関しましては、北海道と協議しまして、町の建設の事業計画に基づいて2棟を予定して申請しております。ただし、交付金の事業全体に関しまして、全国的な予算の配分で北海道にくる分の配分、それから各町村にわたる分の配分で道の方から1棟分の削減を申し渡されたということでございます。

あくまでも要望は2棟をやりたいということで、道には要望しておりました。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 34ページですね、電算管理費で負担金補助金の関係で、北海道自治体情報システム協議会負担金600万円の減額になっております。それから次のページの同じ負担金で27万5,000円の減額となっておりますが、この件というのは負担金というのは、ある程度金額というのは決められているのではないかというふうに思うのですが、この名称が同じですから電算のほうと次のページの戸籍の関係とは同じ協議会への負担金ではないのか、さらに600万円という大きな減額の要因はなんなのかを伺いたいというふうに思います。さらに37ページ、地域振興費の負担金の減額で、負担金補助金の関係で地域振興活動推進費補助金216万3,000円の減額の要因といいますか、そういうのもお知らせいただきたい。

○議長（館田賢治君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

電算管理費、北海道自治体情報システム協議会負担金。本町が電算管理において自治体情報システム協議会のほうに加盟してございまして、それぞれの負担が生じます。この600万円の減額についてであります。当初マイナンバーにかかる事務費、それからシステム補修、これは各自治体のシステムの実際の保守管理の部分の当初、それから178万円おちています。それから帳票開発、これは各、細かな税務だとかいろんなシステムごとに全体で契約しますから、システムごとに若干、金額が当初より変わります。

今回おとした帳票開発というのは新たに年度途中でいろんな帳票、事務で行うシステムの票なのですけども。その票が急きょ必要になった場合については、開発をしていただいて応急対応するということになりますから、その開発の部分が今回はおちていまして、それが198万円おちています。それからインターネットデータセンター、これがそれぞれ情報管理をする、この協議会の加盟団体の情報管理のデータセンターが札幌のほうにございます。その維持管理について、それぞれ年間を通しての運用に係る負担金がございます。これで174万円減額しています。総トータルで600万円ほど、細かな部分でおちていますからこの分の負担金が今回おとさせていただいたということになります。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

それから戸籍のほうは住民課のほうの担当ですので、そちらのほうでお答えいただきます。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 35ページ、戸籍住民基本台帳費の19節ですけれども、これにつきましては戸籍総合システムの切り替えに係る負担金でございますけれども、当初予定していたよりも切り替え時期が遅くなったことが負担金の減額となったものです。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 37ページ、地域振興活動推進費補助金の減額の理由であります。これは年間300万円の当初予算を組んでございます。町内会・地域会の集会所、コミュニティハウス等の備品整備ですとか周辺整備のために40万円を限度で4分の3の補助、1件あたり30万円の補助金で事業を行ってもらうものでありまして、27年度の実績は83万7,000円でありましたので、残額の216万3,000円を減額させていただきました。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 32ページ、参考までに聞きたいと思いますが、1番下の財政調整基金積立金3億3,229万1,000円。年度初めの財調では今までの財調の5億取り崩ししたと思うのですよね、それでこれをあわせたら全体で今年度いくらになることになりますか。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 専決処分の3億3,200万円の積立をした後の27年度末の残高でございますが、18億749万2,000円の見込みとなっております。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 34ページの電算管理のところの19節ブロードバンド設置補助金220万円減額になってはいますが、これは多分無線LANの使用する前の補助だと思うのですが、去年は実績があったのかどうか。それとこれは確か当初予算がそのまま減額になっているのではないかと思うのですけれども、それも含めてお願いします。

○議長（館田賢治君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

議員、おっしゃるとおりブロードバンドの設置の補助の部分でございます。当初予算6件を予定してございました。実績は1件ございまして、45万4,000円を支出してございまして、残りが220万円、残が出ましたのでおとさせていただきました。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 25ページの16款、寄附金の一般寄附金ですね、202万5,000円とありま

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

すが、この内容を教えてください。

○議長（館田賢治君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

当初10万円でしたけれども、全体で寄附の数が25件ございました。うち現金が212万5,000円あります。よって、補正として202万5,000円をしてございます。

○議長（館田賢治君） 3番・熊谷君

○3番（熊谷善行君） 内容はわかったら教えてください。

○議長（館田賢治君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

25件の内訳でございますが、現金のほかに土地、それから書籍、軽自動車それから野菜、それからレコード。現金を除いた部分では、今言ったそれぞれ件名でございます。

現金については14件で、先ほど言いました212万5,000円となっております。

○議長（館田賢治君） 3番・熊谷君

○3番（熊谷善行君） 現金の212万5,000円の中で、ふるさと納税分というのはあるのですか。

○議長（館田賢治君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） ふるさと納税分につきましては、手続き10件で32万5,000円となっております。

○議長（館田賢治君） ほかにご質問ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 23ページの中山間地域直接支払交付金の2,100万円の減額の根拠と、25ページの立木売払で480万円ばかりあがっておりますけれども、これの売払い方法を教えてください。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず最初に23ページの中山間の交付金2,105万4,000円の減額であります。根拠をとのお尋ねだったのですけれども、中山間事業です。平成27年度、第4期に切り替わる年でありまして、前年並みの歳入予算を見通して予算化をしておりました。最終的にいろいろな協定対象地の見直しやなにかも行われまして、当初見込みよりも協定面積が減少したということでこの金額となっております。

最終的には斜度の違いはあるのですが合計で2万3,803.6ヘクタールが協定対象の面積になっておりまして、これに草地比率、草地の単価1万5,000円を掛けたものがこの金額ということになります。

それから25ページの町有林売払収入の方法というお尋ねだったのですけれども、こちらについては入札を行っております。入札による売却結果ということで金額を計上させてもらっています。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（館田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 中山間の関係ですけれども、今、課長のお答えですと協定面積の変更と斜度の変更という言葉があったと……。違いますか、斜度という答弁をなさいませんでしたか。再度お聞きします。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご案内のとおりですね、中山間事業の対象をですね傾斜度8度以上の草地とそれからそれ以外の平らな草地という、2つの区分けがされておりまして、それぞれに面積を申し上げず、一括して面積を申し上げる都合上ですね、斜度の違いはありますがということで申し上げたのでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 本町の協定する面積、総体的には変わらないということで理解してよろしいのでしょうか、それも減ったということなのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 今回の専決につきましては、当初予算時に想定していた面積よりも少なくなったために、減額をさせてもらったということでもあります。

○議長（館田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 申し訳ないです。議長ありがとうございます。

立木の入札の関係ですけれども、町内業者ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） そのとおりでございます。

○議長（館田賢治君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 19ページの国庫補助金の関係で、児童福祉費補助金の649万円の減額、緊急確保ということで、これの大きな減額。それと関連あるのか、26ページの雑入で保育所広域入所児童保育実施に1万3,000円ですが、ここの関係はあるのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

子ども子育て3法が成立した以降ですね、国の、それから道もそうなのですが補助金の内容等が変更になっていまして、これまで19ページの保育緊急確保事業補助金で子育て関係の補助金が入っていましたが、これが皆減になりまして、その前のページの18ページにあります民生費の国庫負担金4節の中にあります、子どものための教育・保育給付費負担金、これが、へき地それから児童館等の関係です。それからその下にあります子ども・子育て支援交付金が学童関係ということで、新たな名称で負担金という形になっています。それから同じように道費についても同じような整理がされています。それから26ページの広域入所の受託金につきましては、これは標茶町以外の住民票を持っている方が、たまたま親の例えば仕事の関係で標茶町に

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

きた場合に、住民票のある市町村と契約をして入ってくるお金が、たまたま受け入れをした日数が増えたために減額措置になったということでございます。

○議長（館田賢治君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） そうしますと前段の600万円の減額というのは、この名称といいますか、保育緊急確保事業補助金というのは、今後はなくなるという理解をされているのですか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 今議員からあったとおりでございます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 14ページに4款の配当割交付金とですね5款の株式等譲渡所得割交付金、大幅に収入になっておりますし、しばらくぶりに補正前よりかなり収入となっております。この内容についてちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金につきましては、道税として道のほうに収入になったものについて市町村のほうに再交付されるものでありまして、その詳細についてはちょっと今資料を持ってございませんので、わかりかねます。申し訳ございません。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時31分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 配当割交付金の算出の根拠でございますが、道税として収入された金額は17億2,305万5,000円。これに対して道税収入と標茶町に入った道民税の収入の割合で、この割合が0.001588025084755を掛けて出た数字が配当割交付金となっております。同じく株式等譲渡所得割交付金につきましても道税として収入された金額が16億7,924万2,000円。率につきましては、ただいまの配当割交付金と同じ数字で算出されています。

○議長（館田賢治君） 10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 大変複雑な計算なので、ちょっともう一度お伺いします。これは年度末について1回だけ精算されるということの収入に伴ってのことなのか。それともう1点、当初ではずっと70万円ということになっていますね。これは基本的には最低70万円ぐらいは配当されるだろうと、そういう見方でずっときていた経緯があるということですか。基本的な考えだけ1つ。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） それぞれの交付金の種類によって、1回なり2回ということで配当割につきましては2回、株式等については1回の収入となっております。

それから当初予算がなぜ70万円かというのは、予算の編成上のテクニックでございまして、なるべく、流動性のある他力本願というか、こちらのほうで見込みきれないものがございまして、前年同額という形で予算計上させていただいているところでございます。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） 23ページの、先ほど本多議員のほうから中山間についてのご質問がありました。この減額の内容については課長の説明では、面積の減というお話だったのですが、これ全部が面積の減なのかいろいろ制約があって、所得制限であるとかあるいはもう一つ、賃貸の関係で何か制約がありましたよね。私、前にここでお聞きしましたけれどそれについての面積等わかればお知らせいただきたいと思います。何件かあるはずなんですよ。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほど十分でなかったのかなということで数字をお話しさせていただきます。当初予算の見込みは前年並みということで、協定対象面積2万5,374ヘクタールを見込んでおります。そのうち緩傾斜については、1,252.6ヘクタールですね。それからそれ以外の平らな草地については、2万4,120.5ヘクタールほどです。すみません、端数処理の関係でほどと申し上げましたけれども。その合計、2万5,374ヘクタールに対して、2億9,954万円の歳入を当初では見込んでおりました。それに対してですね、期の移り変わりということで、議員ご指摘のような相続が発生しているのですけれども、相続人が定まっていないところとか、要は法に基づく権限によって使用しているところのみを対象としているというような縛りがありまして、面積の落ち込みが激しかったという実態があります。

所得制限の関係については協定対象面積には入って、個人配分分が受けられなくなるというそういうことですので、直接、面積減少には作用していないというふうに理解しております。大きなものは先ほど申し上げた相続の関係で、使用貸借中のものについて、落とさざるを得なかったというのが大半を占めているというふうに分析をしているところであります。

○議長（館田賢治君） 菊地君。

○12番（菊地誠道君） 資料がなかったらいいのですが、知りたいのは相続の関係であるとか今言われましたけれども、もうちょっと詳しく。例えば先ほど私が言いましたように賃貸の関係でそういう制約があって減った面積が何件でどのくらいなのか、あるいは今言われた相続分もあわせての減だと思っておりますが、その辺わかれば結構なので、わからなかったらいいです。後で。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

協定面積の確定の作業がご案内のとおり図面上で、あなたの管理できる農地はどこでしょうかということで線でかこっていきます。結果として先ほどから話題になっているような土地については落ちるということで、これだけが落ちたという確定値については統計として出てきておりません。先ほどは相続の関係でというようなふうに申しあげましたけれども、それ以外にはなかなか利用がしづらいようなところについて、5年間の協定を守るという部分について自信がないようなところもですね、結果として落ち込んでいる原因になっているのかなというふうに思います。それらについてどういう原因でどれくらい落ちたかというものについては、私どものほうでは正確な数字、概数についても拾いなおしをしなければわからない状態でありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ第3条、繰越明許費の設定について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ第4条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第7号は承認されました。

◎報告第8号

○議長（館田賢治君） 日程第2。報告第8号を議題といたします。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

本件について、趣旨説明を求めます。

住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 報告第8号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第4号）であります。

歳出につきましては、保険給付費の精査を行い、歳入につきましては、国庫支出金、前期高齢者交付金及び繰入金の精査をし、なお、不足する財源につきましては、その他一般会計からの繰入金で収支の均衡を図り、補正予算（第4号）として、予算措置をさせていただいたものでございます。

本件につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、3月31日をもって専決処分させていただきましたので、ご報告申し上げます、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

報告第8号 専決した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次ページにまいります。

専決処分書（写）

平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、内容につきましては別冊の補正予算書により説明を申し上げますので、別冊の補正予算書1ページをお開きください。

平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第4号）

平成27年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,276万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6万円とする。

第2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページへお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

以上で、報告第8号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに歳入・歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ歳入・歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第8号は承認されました。

◎報告第9号

○議長（館田賢治君） 日程第3。報告第9号を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君）（登壇） 報告第9号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本件は、平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

権利擁護の事業について、当初国費により予算化しておりましたが、年度途中で道費の基金事業に変更となり、その後、補助メニューの変更もあり、補助金の額の確定が大幅に遅くなっておりましたが、この度、額が確定しましたので、国費から道費への組み換えを行ったものであります。

また、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入、歳出につきましては、それぞれ事業実績により、決算に近い形で減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものに

ついてもあわせて措置させていただきました。

本件は、3月31日をもって専決処分させていただきました。ご承認のほどお願い申し上げます。

議案の5ページをお開きください。

報告第9号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次ページをお開きください。

専決処分書（写）

平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものであります。

以下、内容につきましては別冊の補正予算書に基づき、説明いたします。

平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成27年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,963万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,295万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,547万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億584万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算事項別明細書により説明いたします。

12ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましてはこれまでの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、報告第9号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条保険事業勘定、歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、保険事業勘定、歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、介護サービス事業勘定、歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第9号は承認されました。

◎報告第10号

○議長(館田賢治君) 日程第4。報告第10号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君)(登壇) 報告第10号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、平成27年度標茶町一般会計補正予算(第6号)及び(第7号)で議決又は承認いただきました5件の繰越明許費繰越計算書であります。

平成27年度歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない当該事業について、予算の定めるところにより、平成28年度に繰越し

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

て使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第10号 繰越明許費繰越計算書の調製について

平成27年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次ページへまいります。

平成27年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、情報セキュリティ強化対策事業、金額4,981万4,000円。翌年度繰越額4,981万4,000円。財源内訳であります。国道支出金565万円。地方債560万円。一般財源3,856万4,000円。

同じく2款、8項地方振興費、事業名、北海道くしろ地域・東京特別区交流推進事業、金額432万8,000円。翌年度繰越額432万8,000円。財源内訳であります。国道支出金420万円。一般財源で12万8,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、道営草地整備事業負担金（標茶西地区）、金額2,250万円、翌年度繰越額1,800万円、財源内訳につきましては全て一般財源で1,800万円であります。

10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校非構造部材耐震改修事業、金額は5,149万5,000円、翌年度繰越額1,625万4,000円。財源内訳であります。国道支出金336万4,000円、地方債660万円、一般財源629万円であります。

同じく10款、3項中学校費、事業名、中学校非構造部材耐震改修事業、金額1,925万7,000円、翌年度繰越額は1,925万7,000円、財源内訳、国道支出金437万6,000円、地方債860万円、一般財源628万1,000円であります。

合計では金額1億4,739万4,000円、翌年度繰越額1億765万3,000円。財源内訳、国道支出金で1,759万円、地方債2,080万円、一般財源で6,926万3,000円とするものであります。調製につきましては、平成28年5月31日であります。

以上で、報告第10号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） この中で、教育費、この中の小学校・中学校それぞれの非構造部材耐震改修事業、2つ出ていますけれども、この非構造部の耐震、ちょっと中身を詳しく聞きたい。

○議長（館田賢治君） 教育委員会・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

この工事につきましては、小学校・中学校とも体育館のバスケットゴール、照明器具、あ

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

とはスピーカーと、一部つり天井になっている学校もあるのでありますが、地震の際にですね、そういった落下物がある危険性があるということで、全国的に文科省のほうからそういった危険性がある箇所については、耐震工事を行えということで指示が出ているところでありまして、その改修にかかる工事費用の内容でございます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 総務費の地方振興費、北海道くしろ地域・東京特別区のこれは内容については、補正で聞いておりますが、ただ本町としての負担金が国道支出金の420万円が前回は支出金として出されておりました。しかし、前回の予算の中で私お聞きしたのですが、負担金が342万5,000円というのが出ていたのですよね、前回。

それで本町の負担金というのは、この420万円プラス一般財源の12万8,000円、これが本町の今回の地方創生加速化交付金の中の負担金ということで計算書を理解してよろしいのですか。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） まず、はじめに北海道くしろ地域・東京特別区交流推進事業の補正いただいた432万8,000円について、すべて翌年度繰越額とされております。

中身であります、342万5,000円につきましては、負担金として支出されるものであります。それ以外に昨年も行われましたが、東京荒川区の日暮里マルシェのほうに参加する旅費が別に87万7,000円あります。それともう1件、くしろ圏観光キャンペーン推進協議会のほうに負担金として支出する2万6,000円をあわせて、合計で432万8,000円となっております。それから交付金につきましては、議員お尋ねのとおり地方創生加速化交付金ということで、今回、釧路町村会それから釧路市さん、荒川区等々の連携の中で補助申請いたしまして、標茶町の割り当てとして420万円の補助内示をいただきましたので、今回この事業に取り組むことといたしましたのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第10号を終了いたします。

◎議案第27号ないし議案第29号

○議長（館田賢治君） 日程第5。議案第27号・議案第28号・議案第29号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・島田君。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第27号、議案第28号及び議案第29号の提案趣旨並びに内容について、一括してご説明いたします。

本3案につきましては、改正趣旨が同じでありますので、あわせて提案趣旨を申し上げます。

「北海道市町村職員退職手当組合」、「北海道議会議員公務災害補償等組合」及び「北海道市町村総合事務組合」の構成団体の一つである「北空知学校給食組合」が平成27年11月30日をもって解散し、それぞれの組合を脱退したことで、各組合同規約の一部を変更する必要となったものです。

これら規約変更にあたっては、地方自治法の規定により、組合組織する団体の協議が必要であり、よって規約の一部変更について議会の議決を求めるため、提案するものであります。なお、北海道市町村職員退職手当組合の規約改正において、一部字句および別表の区分表示もあわせて改めております。

以下、内容については、提案議案ごとにご説明いたします。

はじめに、議案第27号です。

改正にあたっては、議案説明資料の1ページから4ページに規約変更の新旧対照表を添付しております。

ご参照いただければと思います。

それでは、議案書9ページ改正文のほうに移ります。

議案第27号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合同規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものです。

次のページにまいります。

北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合同規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「健全化を」を「健全化に」に改める。

第3条中「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改める。

第5条の表中「市にあつては、通じて1人町村にあつては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあつては通じて1人、町村にあつては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域」に改める。

別表を次のように改める。

別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合

（1）市町村、区分、市町村

（市）

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

根室市、滝川市、江別市、深川市、砂川市、富良野市、恵庭市、伊達市、芦別市、歌志内市、赤平市、美瑛市、北広島市、石狩市、三笠市、士別市、北斗市、名寄市

(石狩管内)

当別町、新篠津村

(渡島管内)

松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、長万部町、森町、八雲町

(檜山管内)

江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町

(後志管内)

島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

(空知管内)

南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、栗山町

(上川管内)

鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、幌加内町

(留萌管内)

増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町

(宗谷管内)

猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、枝幸町、幌延町

(オホーツク管内)

美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、遠軽町、大空町、湧別町

(胆振管内)

厚真町、豊浦町、壮瞥町、白老町、安平町、むかわ町、洞爺湖町

(日高管内)

平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、日高町、新ひだか町

(十勝管内)

音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、豊頃町、浦幌町、足寄町、陸別町

(釧路管内)

釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町

(根室管内)

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

別海町、標津町、中標津町、羅臼町

(2) 一部事務組合及び広域連合

(石狩管内)

石狩北部地区消防事務組合、石狩東部広域水道企業団、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、石狩西部広域水道企業団、石狩教育研修センター組合

(渡島管内)

山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合

(檜山管内)

北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、江差町ほか2町学校給食組合、檜山広域行政組合

(後志管内)

北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合

(空知管内)

長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合

(上川管内)

名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合

(留萌管内)

羽幌町外2町村衛生施設組合、北留萌消防組合

(宗谷管内)

南宗谷衛生施設組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、利尻郡学校給食組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合

(オホーツク管内)

斜里郡3町終末処理事業組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、遠軽地区広域組合、西紋別地区環境衛生施設組合

(胆振管内)

西胆振消防組合、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組

合

(日高管内)

日高東部衛生組合、日高地区交通災害共済組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高中部広域連合

(十勝管内)

南十勝複合事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝2町環境衛生処理組合、とかち広域消防事務組合

(釧路管内)

川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糖工業用水道企業団

(根室管内)

根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

附則としまして

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第27号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第28号の内容説明をいたします。

議案説明資料では、5ページに規約変更の新旧対照表を添付しております。

それでは、議案書13ページ改正本文に移ります。

議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものです。

次のページへ移ります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「北空知学校給食組合」を削る。

附則としまして、

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第28号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第29号の内容説明をいたします。

議案説明資料では、6ページのほうに規約変更の新旧対照表を添付しております。ご参照

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

いただければと思います。

それでは、議案書15ページ、改正本文のほうに移ります。

議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

北海道市町村総合事務組合規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

次のページへまいります。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 空知総合振興局（34）の項中「(34)」を「(33)」に改め、「、北空知学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、北空知学校給食組合」を削る。

附則としまして、

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案27号、議案28号、議案第29号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

はじめに、議案第27号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ議案第29号の質疑を終わります。

これより議題の討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。
これより、議題3案を一括して採決いたします。
議題3案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第27号、議案第28号、議案第29号は原案可決されました。

◎延会の宣告

- 議長（館田賢治君） お諮りいたします。
本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。
本日の会議は、これにて延会いたします。

(午後 2時32分閉会)

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 11番

本 多 耕 平

署名議員 12番

菊 地 誠 道

署名議員 1番

櫻 井 一 隆

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成28年 6月 8日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第30号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第31号 平成28年度標茶町一般会計補正予算
議案第32号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
- 第 3 意見書案第 7号 南スーダンへの派遣自衛隊の撤収を求める意見書
- 第 4 意見書案第 8号 TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書
- 第 5 意見書案第 9号 「北海道観光振興特別措置法」の早期制定を求める意見書
- 第 6 意見書案第10号 医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書
- 第 7 意見書案第11号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 第 8 意見書案第12号 義務教育費国庫負担制度堅持等、子どもの貧困解消など教育
予算確保・拡充に向けた意見書
- 第 9 意見書案第13号 道教委「高校教育に関する指針」の見直しとゆたかな学びを
保障する高校教育を求める意見書
- 第10 意見書案第14号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第11 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第12 議員派遣について
- 追 加 議案第31号 平成28年度標茶町一般会計補正予算
議案第32号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
(議案第31号・議案第32号審査特別委員会報告)

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総 務 課 長	島 田 哲 男 君
企 画 財 政 課 長	高 橋 則 義 君
企 画 財 政 課 参 事	常 陸 勝 敏 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	中 村 義 人 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 吉 彦 君
住 民 課 長	松 本 修 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や す ら ぎ 園 長	春 日 智 子 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	佐 々 木 豊 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
農 委 事 務 局 長	村 山 裕 次 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
事 務 局 次 長	中 島 吾 朗 君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（館田賢治君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第30号

○議長（館田賢治君） 日程第1。議案第30号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 議案第30号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨にのっとり、国保加入者への医療費の歳出に応じた保険税の負担を求めるとともに、保険税の算定の基礎となる前年の総所得を基本に応能割の所得割及び資産割、応益割の被保険者均等割及び世帯別平等割の割合をもって国民健康保険事業会計の健全化を図るものであり、平成28年度の国民健康保険事業に要する被保険者が負担をすべき保険税額について、税率の引き上げを行う必要が生じたことから、ご提案申し上げるものです。

また、国保加入者総体の課税所得が対前年度で6億8,387万8,000円の増、率にして120.56%の伸びを示していることから、今年度の税率を改正すべきとの判断にいたりましたことにつきましても、ご理解を賜りたいと思います。

改正内容につきましては、医療費の推計から示された必要額に対し、現行税率で試算をした結果、不足が生じることとなりましたので、被保険者の皆さまに負担を求めべく、医療分については、所得割額を3.4%から4.5%へ、資産割額については現行税率を据え置き、均等割額2万1,000円を2万4,000円に改め、平等割額は現行2万5,000円を2万7,000円に改め、後期分については、所得割額を2.3%から3.0%へ、均等割額8,500円を1万2,000円に、平等割額9,000円を1万2,000円に改め、介護分については、所得割額を2.2%から1.2%に改め、均等割額1万円、平等割額1万1,000円につきましては据え置くこととしたものです。

なお、本案につきましては、5月27日開催の標茶町国民健康保険運営協議会において、諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案第30号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをお開きください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。また、参考といたしまして、議案説明資料の10ページから新旧対照表も添付しております。そちらもご参照いただきたいと思います。

それでは、議案説明資料の7ページ、議案第30号資料①をお開きください。

改正項目1番、国民健康保険の被保険者に係る所得割額で、条項は条例第3条第1項、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の所得割額の引き上げで、税率を100分の3.4%から100分の4.5%に引き上げるものです。

施行は公布の日、適用は平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

以下の改正項目につきまして、施行日及び適用については全て同じですので、説明を省略いたします。

改正項目2番、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額で、条項は条例第5条、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分被保険者均等割額を2万1,000円から2万4,000円に引き上げるものです。

改正項目3番、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額で、条項は条例第5条の2第1号から第3号、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分世帯別平等割額の引き上げで、第1号特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、2万5,000円を2万7,000円に、第2号特定世帯、1万2,500円を1万3,500円に、第3号特定継続世帯、1万8,750円を2万2,500円に引き上げるものです。

改正項目4番、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額で、条項は条例第6条、改正内容は、税率の改正で、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の引き上げで、税率を100分の2.3%から100分の3.0%に引き上げるものです。

改正項目5番、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額で、条項は条例第7条、改正内容は、税率の改正で、後期高齢者支援金等課税額分被保険者均等割額を8,500円から1万2,000円に引き上げるものです。

改正項目6番、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額で、条項は条例第7条の2第1号から第3号、改正内容は、税率の改正で、後期高齢者支援金等課税額分世帯別平等割額の引き上げで、第1号特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、9,000円を12,000円に、第2号特定世帯、4,500円を6,000円に、第3号特定継続世帯、6,750円を9,000円に引き上げるものです。

改正項目7番、介護納付金課税被保険者に係る所得割額で、条項は条例第8条、改正内容は、税率の改正で、介護納付金課税の所得割額の引き下げで、税率を100分の2.2%から100分の1.2%に引き下げるものです。

次のページをお開きください。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

改正項目8番、国民健康保険税の減額で、条項は条例第23条第1号から第3号、改正内容は、税率の改正で、7割減額から2割減額における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の引き上げで、第1号は7割減額で、ア、基礎課税額分被保険者均等割額、1万4,700円を1万6,800円に、イ、基礎課税額分世帯別平等割額の(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、17,500円を18,900円に、(イ)特定世帯、8,750円を9,450円に、(ウ)特定継続世帯、1万3,125円を1万4,175円に、ウ、後期高齢者支援金等課税額分被保険者均等割額、5,950円を8,400円に、エ、後期高齢者支援金等課税額分世帯別平等割額の(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、6,300円を8,400円に、(イ)特定世帯、3,150円を4,200円に、(ウ)特定継続世帯、4,725円を6,300円に引き上げるものです。

第2号は5割減額で、ア、基礎課税額分被保険者均等割額、1万500円を1万2,000円に、イ、基礎課税額分世帯別平等割額の(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、1万2,500円を1万3,500円に、(イ)特定世帯、6,250円を6,750円に、(ウ)特定継続世帯、9,375円を1万1,250円に、ウ、後期高齢者支援金等課税額分被保険者均等割額、4,250円を6,000円に、エ、後期高齢者支援金等課税額分世帯別平等割額の(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、4,500円を6,000円に、(イ)特定世帯、2,250円を3,000円に、(ウ)特定継続世帯、3,375円を4,500円に引き上げるものです。

第3号は2割減額で、ア、基礎課税額分被保険者均等割額、4,200円を4,800円に、イ、基礎課税額分世帯別平等割額の(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、5,000円を5,400円に、(イ)特定世帯、2,500円を2,700円に、(ウ)特定継続世帯、3,750円を4,050円に、ウ、後期高齢者支援金等課税額分被保険者均等割額、1,700円を2,400円に、エ、後期高齢者支援金等課税額分世帯別平等割額の(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、1,800円を2,400円に、(イ)特定世帯、900円を1,200円に、(ウ)特定継続世帯、1,350円を1,800円に引き上げるものです。

議案の19ページをお開きください。

附則につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第30号の提案趣旨及び内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(館田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

7番・川村君。

○7番(川村多美男君) ただいま上程されました、国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、全体にいくらかずつ上がっているわけでございますが、経済情勢も本町においてもあまりよくない状態が続いてきていると思いますし、そういうことを考えますと今この少額であっても負担増ということについてはですね、例えば、400万円以下の世帯、300万円、

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

200万円、100万円が特に多いわけでございまして、なんとか今の税率を保って、半年なり1年なりこのまま継続していけないものか、その辺についてはどのような考えをしているかまず伺いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

ただいま住民負担を軽減するため、据え置くべきではないかというお尋ねだったというふうに思いますが、これまでも説明してきたと思いますけれど、国保会計は原則、加入者の医療費等の歳出に応じて国・道・町・基金等からの歳入と国保税で賄われるものでありまして、ルール外の繰り入れは特別な事由に基づいて行われてきたものであります。

これまで、議会のご理解を得て、また他の保険者、今、町民の中で国保の加入者は4割、それ以外の保険に入られている方は6割の方がいらっしゃいます。その方々のご理解を得る内容で、国保加入者の所得状況を鑑みて、経済支援それから人口割支援をとって一般財源を繰り入れてきたところであります。

今回の提案にありましても、国の交付金の減額分を保険税に転嫁した場合、あまりにも負担が大きいことから、7,500万円のルール外としての繰り入れを行って、負担の軽減を図る決断を町長はしたところであります。

出だしのところの7,500万円というのは、これまででも最高額ではないかなというふうに私は記憶しているところであります。例年は経済対策の場合は、3,000万円ほど、それから医療費の動向によってプラス3,000万円強というような形で進めてきたと思いますけれども、今回は影響度を勘案して7,500万円、出だしで投入したところであります。

一方、これも先ほどの説明をさせていただきましたが、国保加入者総体の課税所得が対前年比で120.56%と伸びを示していると、その中にあるのは国保加入者以外の方々にやっぱりご理解をいただくためにも、原則に従って応分の負担をいただくことが必要ではないかというふうに判断をしたところであります。

なお、今後の医療費、それから交付金等の動向によりましては、途中での税率改正はできませんので、さらに財政支出が必要となるというふうに考えているところであります。それゆえに出だしは原則に基づいて、原則に従うということが必要ではないかというふうに判断しているところであります。

これまでの議会議論も含めまして、天井なしと言いますか一般財源の投入という部分では今までの議論とも反しますし、また先ほども言いました6割の納税者の方々に対する説明責任というものは果たせないのではないかということで、今回の税率改正の提案をしたところでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 7番・川村君。

○7番（川村多美男君） 今、いろいろ実態というかそういうことは述べられておりますけれども、税率をもうこの際、改正してしまうと本当に国保加入者にとっては大変な重荷になると

思うのですよね。他の6割の方の保険の整合性も考えなければならないというのわかりますが、いま一度この税率改正を見送るといふか、そういう形に政策判断としてできないものか、いま一度考えていただきたいなと思います。

30年には広域のほうに加入することになると思いますけれども、28年度、29年度にはいると、だいたいそっちのほうからの打診といふか、そういうものも出てくるのかなど。それまではできるものであれば、この現状の税率でいってほしいなと、私はそのように考えますが。再度伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

広域化が目前となっているということで、それもあるといふお話ではありますが。広域化になったときの状況は現状ではつかみきれないところでもありますけれども、これは負担といひますか試算が明らかになるのは今年度の末になってくるというふうには思っております。ただ、負担の原則については変わらないというふうには思っているところであります。基本は保険の相互扶助の精神をいかしながら進めていくということ、そしてなおかつ支援すべきものは支援しますけれども、原則を超えた形の部分をいきますと原形が崩れていく、そしてそれが国保のみならず、ほかも同様な形になってしまうのではないかというふうには危惧するところであります。

従いまして、ぜひ、この原理原則を守っていくという部分でのご理解をぜひしていただきたいと思ひますし、広域化になった場合にすべての負担がなくなるということでもありませんので、その辺もご理解いただきたいと思ひするところであります。

○議長（館田賢治君） 7番・川村君。

○7番（川村多美男君） これで最後にしたいと思ひますけれども、広域化のほうの部分はまだ見えてないといふのはわかります。ただ、これまで数年にわたって町の経済対策として国保に一般会計から町長の政策として、穴埋めと言ひますかそういうことで実施されてきたことには深く敬意を表するところがございますけれども、ただ、広域にいくまでもう一、二年といふところまできているわけですから、できれば、できるのであればですよ、この税率を保っていったらいいのではないかなど。これが最終的な町側の判断になると思ひますけれども、そういうことを本当に実施していただきたいなといふ形で私はこの質問をして求めて終わりたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをしたいと思います。

先ほど、保険の原理原則、こういう形で組み立てをしているということについてはご理解をいただけるというふうには思ひます。その中であって、これまで支援をしてきたと、財政支出をしてきたところでもあります。根拠はやはり課税所得が伸びていないという背景があつて、それに対する財政支援をしてきたということでもあります。

今回、その部分での根拠といふのはまず1つないといふことはありますけれども、ただ先ほ

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

どありました国保運営のところ、制度維持という部分で7,500万円の財政投資をしているところでもあります。先ほどありました、これまで支援をしてきた内容の根拠とまた違うということでもありますので、それらを踏まえた中で、できる支援、できない支援ということの整理をしていきたいと思っておりますので、私どもといたしましては今回提案をいたしました内容が、最善の策ではないかと。これが多くの町民の方にご理解いただけるのではないかなというふうに思っている提案でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 何点かご質問申し上げたいというふうに思いますが、税務課長の説明の中にですね、国保運営委員の答申もいただいたということですが、委員会の中でどのような意見が、この提案について出されたのか伺います。さらにはですね、この国保税の滞納世帯の階層というのはどのような……。いただいた資料に載っていますか。どのような階層世帯になっているのか。それから、副町長のほうから、今まで議会議論があったと、そのことは私も承知しておりますが。確かに繰入額が大きくなることによって異論があったことも承知、私自身は異論はなかったのですが、異論がある議員もあったと。しかしながらそれを通してきたという経過があります。そういうこともありますので、そのことは申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、所得の課税が伸びた、120.56%伸びているという状況で協議会の中での説明もいただきましたが、給与所得が26.8、営業所得24.93、農業所得で50.16、年金所得が2.46、これらを階層にするとどのような階層になっているのか、まあ協議会の中で伺えればよかったのですが聞き漏らしましたので、それで伺いたいというふうに思いますし、正直に医療費が高額になって、伸びてしまったというそのことも理解いたしますが、それはたまたまと言いますか、言葉は語弊ですが、27年度分に関しては医療費が伸びたのではないかと。これが来年については医療費はどうかというのはやっぱり見通しはつかないというふうに私は理解をしております。そういう意味ではこれから先、健康・予防を含めた対策を講じていけば医療費の抑制というのは達せるのではないかなというふうに思います。

300万円以下の世帯というのはですね、総世帯数1,466世帯中960世帯もいらっしゃるんですね。そういうことを見ますと、本町の経済が本当にこの伸びている、それぞれの職業、所得によって経済が伸びているのかというふうに考えると私はそうは思わないのですが、その辺も含めてですねお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（館田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） まず、何点かございましたので、もし答弁漏れがございましたら指摘をしていただきたいと思っております。

前段、申し上げた国民健康保険運営協議会においてどのような意見が出たのかというご質問でございましたが、委員さんからは今回の税率改正にいたる原因ですね、なぜこのような税率

改正にいったのかという質問がございました。全員協議会の中でもご説明させていただきましたが、必要額に対しまして現行税率で税率改正をした結果、不足額が1億500万少々の額にいったと。しかしながら、それをすべて税率改正によって求めてしまうとですね、大変な額になってしまって、被保険者の皆さまに負担をいただく現実的な額にはならないと。

今回この1億という数字になった原因の1つが、この後に補正予算の中では出てきますけれども、前期高齢者交付金の減少額分が原因だと。その減少額分を税に転嫁した必要額として提示されたということがございましたので、その前期高齢者交付金の部分は私どもの判断ではないのですけれど、町長のご判断をいただいてその部分については繰り入れで、町からの財政支援で賄うこととし、差額の3,000万少々を現行税率に加えた額として今回、被保険者の皆さんにご負担いただくということで計算をさせていただいたという中でですね、全員協議会の中で皆さんにご説明した内容とほぼ同じような形で説明はさせていただきました。

滞納世帯の階層はどのようになっているのかというご質問でございましたが、平成26年度までは、この表ができておりましたが、今、税のシステムがこちらの事務方の用語で言いますと、G-TAWNというシステムからWEB-TAWNというシステムに変わった関係で、今までは標茶町の個別帳票が出力されておりましたので、私どもが要求する資料ができ上がってはいったのですけれど、このWEB-TAWNに移行してからですね、昨日も補正予算の中で出ておりました北海道情報システム協議会という協議会に標茶町も加盟しております。これが共通様式というか共通システムになってしまって、個別の帳票が出なくなってしまったものですから、平成26年度まではG-TAWNによる出力がなくなっておりましたので、その時点では階層別の収納率の割合というのがですね、前年のものが出ていたわけなのですけれど、現在のシステムになってからは、こういう帳票が一切出力されないということになりましたので、大変申し訳ないのですけれど27年度の状況の中ではございません。ただ、平成26年度、ようするに25年度の決算の状況、実績表の中でいきますとやはり300万円未満の世帯では、やっぱり平均収納率を下回るという結果が出ておりますので、これはどの年代になっても変わるものではないというふうに考えております。

それと各所得の稼得種類別の伸びの階層はどのようになっているかというご質問であったかと思うのですが、給与・営業・農業・年金それぞれの所得階層別の表がどのようになっているのかというご質問でだったと思うのですけれど、それについても出力できませんので資料のほうはご用意できないという形になっています。ただ、全員協議会の中でお配りした国民健康保険税に係る参考資料の中の総所得金額の段階別世帯数という部分ではですね、各所得階層に所属している、区分けされる世帯数と構成比が書いたものが今、現状だせる資料の限界だということをご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） ありがとうございます。私が前段申しましたように、この提案につきましてはですね所得の低い方々にですね、額的には低いかもしれませんが、税の金額としては低

いかかもしれないけれど、特に300万円以下については負担の割合というのがふえるのではないかと。さらには先ほど申したように本町の本当に経済が伸びているのかという状況を考えたときに、まだ経済は伸びていないというふうに正直に言わざるを得ないのじゃないかと。この給与所得の伸びている26.8%というのはサラリーマンですよね。あと、営業・農業というのは自営業であるというふうに理解するのです。そうすると農業でも所得の伸びというのが50.16%というのは私にとっては、高額所得者が伸びているというふうに判断せざるを得ない。そうすると、課税所得が伸びているから経済対策として、今までとってきた判断をしないという考え方には私は賛同はできないというふうに思うのですが、ただ残念なのは限度額が52万から54万にというそういうところですね、正直言うと1,000万円以上の方々が構成比としては10.78%もいるということも含めると、高額所得者がかなりウエイトを占めているのではないかとというふうに思うのですが、その辺、低所得者に対する考え方と高額所得者に対する考え方をもう一度伺いたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） これも何点かございましたのでもし答弁漏れがございましたらご指摘いただきたいと思います。

前段のですね、300万以下では負担額が大きいのではないかとというご質問でございました。確かに今の国民健康保険制度の中では限度額というものがございます。ですから上の部分で天井で保険税をいただくということは、できないという状況の中でいくとどうしても中間所得層にしわ寄せがいくというのはこれは上げても上げなくても、現状の制度の中ではそういうゆがみは生じているという部分では皆さんご存じのとおりだと思いますので、当然、税率改正をどのように行ってもですね、やはり中間所得層からやはり下のほうには負担率という部分で考えても負担は多少、大きくなるという部分ではそれは議員おっしゃるとおりだと思います。

それと今回、所得の部分で稼得・所得別にある程度、農業は突出して50.16%と伸びておりますが、営業でいきますと24.9%、給与につきましては2.68%、年金では一応2.46%。2%台はそのような大きな部分ではないかもしれませんが、前年度まではマイナスという部分のはっきりと出ておりましたので、前年度は経済状況が良くなっていないという判断はさせていただいたところでございます。ただし、今年度はどの稼得・所得からもマイナスという要因が出ておりませんでしたので、副町長、前段でご説明したとおり今までの議会での議論の部分からも全額を町からの支援に頼るというのではなく、やはりこの国民健康保険制度の相互扶助の趣旨ということを考えて場合、やはりこの伸びている部分についてはある程度、被保険者の方にも負担を求めるべきではないかとというふうに判断をしたところでございます。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 先だって、丁寧な説明をいただいたわけですが、ちょっと確認のためもう一度伺いたいと思います。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

国保税率の比較で介護納付金分との均等割額・平等割額がゼロというふうになっていますよね。これはどういう理由でしたっけ。

○議長（館田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

介護納付金分につきましては、今年の必要額でございますが、先の全員協議会でお配りした資料をご覧くださいと思うのですが、その9ページ、必要額に書いていますけれど3,710万円の必要額が提示されておりますが、現行税率で計算すると4,653万2,000円となって、必要額を大きく上回るものですから、今まではこちらの部分も黒字になっていた部分はあるのですが、過去の部分は税率改正をしてこなかったということもございまして、こちらのほうはさわってはおりませんでした。

しかし今回、税率改正によってふえる部分は増額を求めるということであれば、やはりこの辺はきちんと整理をしなければならないということで、黒字になっている部分については下げさせていただいたということで、応益分につきましては今回据え置いて、所得割額を下げさせていただいた。これは国の部分ではですね、昔は応益割合50%という縛りがあったわけなのですが、現在はこの縛りはございせんが、ある程度やはりバランスのとれた負担額ということで求めれば、やはり応益はさわらず所得割のほうで下げさせていただいて。所得割が下がると低所得者のほうにも多少、恩恵は出ると思うのですが、低所得者向けにはなおさら応益を下げたほうがいいのかという意見もございせんが、そうするとやはりバランスがとても悪くて、負担の税としての計算上、法律では一応負担割合は決まって出ておりますので、そういった部分も考えながら今回、所得割だけの減額とさせていただいたということでございせん。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 質疑にはふさわしくないのかも知れませんが、そうすると今、いみじくも課長がね最後に言った説明なのですが、福祉の関わりとそれから税の関わりとでは何か温度差が違うように感じたのですよね。そういうことですね、そういう実態というのがあるのですね。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時43分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

今回の税率改正試算の部分でいきますと、所得割・応益割それぞれ改正しているわけなんで

すが、より低所得者向けにはですね応益を抑えたほうが。応益は所得の多寡にかかわらず負担すべきものになっておりますので、その同じ負担する割合でいくと低所得者のほうが負担割合としては大きいわけです。上のたくさん稼いでいらっしゃる世帯については、負担割合としては小さいわけです。ですから応益を少し抑えた形の税率に組み換えながらですね、今回の3,000万円をプラスした税率改正ということで配慮はさせていただいております。

やはり階層別に累進でかかる税ではございませんので、一律に所得割額・応益割額それぞれ決まっておりますので、どうしてもそちらだけに特別に配慮した税率というふうにはなりませんので、そういった応益割合を少し抑えめにしながらという部分でいくと、低所得者だけでなく上にもそれは同じくなるのですけれども、より低所得世帯の部分で考えると負担割合は、少しでも軽くするという考えでは税率改正はそういったことも視野にいれながらやったところでございます。福祉の部分についてはそのほかの担当の部局による施策のほうで、福祉のほうは対応させていただいているというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 今、それぞれの話を聞いて町のほうもそれなりの努力もしているということもよくわかります。ただ、この標茶の町を考えたときには、所得がそれなりに上がっているから上げるのだという考え方は当然だと思うのですが、今、国のほうでも消費税が8%から10%にならないということで、ようやく胸をなでおろした段階でですね、すぐそういうような条例で金額が上がってくるということになってくるとですね、低所得の人たちにとっては非常に負担がかかってくるだろうと。私たちにしてみれば1,000円、2,000円、なんだという感じはしますけれど、本当に低所得の人については大変な金額になってくると思うのですよ。またこれだけに積み重なったことは、それだけに医療が高額だったということも原因ということは全員協議会の中でも、それなりに話は聞いておりますけれどもね。ただ事務屋としてはですね、今の時期に出さなければ正確な金額が出てこないというのもよくわかります。だからといって、予測がある程度できた状態の中で我々のほうに、ことはこんなようになるのではないかなというような話でも少しでもあれば、まだ良かったと思うのですけれども。ただ唐突にもう日にちのない段階で、ぼっと出てきてしまった、議論の余地もあまりないという状況、いっていることはよくわかるのですけれどもね、やはり我々も町民の代表としてやっているからにはですね、皆さん方に三日、四日の議論でね、すぐ上がったからこうなんだということではなかなか理解してもらえない部分があると思うのですよ。だからこれからはですね、私は今回、上げることには反対です。もう少し議論をして、もう少しいい結果を出すように我々もそれなりの勉強をしながら、それに向かってやっていかざるを得ないのではないかなというふうに思っていますので。そういうことで、終わります。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

現状、保険の維持をするためということで、その部分についてはご理解をいただいたというふうに思っております。これは国保だけではなくて、ほかの保険の部分についても皆さんはそれなりの負担をしながら保険を維持しているということでもあります。それにやはり今後の健全化をしていくためには、こういう方法が原則に基づいて行うというのがやはり必要だという判断であります。

今回の提案のスケジュール的なものだというふうに思いますけれども、必要税額それから所得の確定によって税率を協議して、町長が政策的な判断をしながら決めるというのでこのようなタイムスケジュール、そして7月には納付書を出さなければならないというのがスケジュール上あります。

これまでも税率を据え置くという形で進めてまいりましたけれども、その判断をするにあたって同様なスケジュールで行ってきたということもぜひご理解いただきたいと思っております。でき得る情報につきましては、提出しながら議論は深めていきたいと思っておりますけれども、そのようなタイムスケジュール上の部分があるということ、それからこれまでのプロセス、タイムスケジュールについても、ぜひご理解をいただければと思うところでございます。

○議長（舘田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

1 番・櫻井君。

○1 番（櫻井一隆君） 今、事務方としてはタイムスケジュールというかそういうのもある中で精一杯やってきたし、過去においてもこの時期が手いっぱい時間だと。改善の余地なしというふうな答えなのですか。今の答弁はそういうふうにとったのですが、それで間違いないですか。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

全員協議会等でお示ししました、数値含めてですね正確なところを出すとすれば、このようなスケジュールになってしまうということになります。ただ、先ほど言いましたように、情勢等をお示しするという事は、概略でありますけれどもそれをお示しすることは、前段でも可能でだと思いますので、必要に応じてそういう形の対応は取りたいというふうに思っております。

○議長（舘田賢治君） 1 番・櫻井君。

○1 番（櫻井一隆君） それならば来年の話になりますけれども来年については、こういう事態があれば事前にそれなりの、おおよその数字でいいから示すということを確認できますか。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

医療費の必要額という部分については早めに予測はできると、これは数年間の部分でありますのでできますけれども、ただ所得階層の確定と言いますか所得状況の確定というのはなかなか困難な状況でありますので、傾向と言いますかそういう形の不確かな形になりますけれども、

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

そういう情報の提供になってしまいますが、そういう部分が前段で必要ということであれば、そういう形の対応も検討させていただきたいと思うところであります。

○議長（館田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

必要額については住民課のほうで推計を出してきていますので、例年5月のあたぐらいにはその年における必要額の推計というのは出てくると思います。ただ皆さんにお示ししているとおり、この必要額を確保するとしたならば、こういった計算になりますという数字は出せません。この間、先日の全員協議会の中でもご説明申しあげましたが、私どものほうで町民税の所得確定がどうしても5月の二十日近辺になってしまうという部分を考えたときに、どうしても確定しない中で、医療費の推計を示すだけで皆さんそれで了解していただけるなら、多分すぐ出せると思うのですけれど、やはりそれに対して保険税がどういう形になっていくのかということをお示ししなければ、何の資料にもならないのではないかなど。ふえるのか減る見込みなのかということは、推計できても被保険者の皆さまに負担をしていただくべき保険税の額をこういう形になりますという推計を、試算ができないというのはご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（何事か言う声あり）

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「議長、11番」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論がございますので、まず本案に反対者の発言を許します。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君）（登壇） 議案第30号、標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定にあたり、私は反対の立場で意見を述べたいと思います。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

先般の議員協議会において国民健康保険事業の28年度の収支のバランス、すなわち事業会計見通しがマイナスであり一般会計からのルール外補てん等は、限界があり相互扶助の立場から条例の一部を改正し、安定した健康保険事業をとの説明、そして提示がなされました。

町民の命を守るもっとも大事な行政としての事業であり、健全な事業運営を願うことは私だけではなく全ての町民が思い願っていることと思います。

今回の提案のあり方ではありますが、また平成27年度予算の5月臨時会における専決にいたるまでの事務手続きとして時間的な問題があったとはいえ、28年度の見通しは事前に予想されていなければならないと私は思います。

公平な税負担とはいえ、赤字打開策として本当に税改正による負担しかないのか、もっと私は議論すべきと思います。さらに28年度の事業会計見通し、さらにはまた30年には実施されます、広域化にあることを考えるとき、私はもっと町民に事業内容を理解してもらうためにも税制改正ありきではなく、前段申し上げましたように、赤字打開策をもっとも議論すべきと私は考えます。

以上のことから本条例については、私は反対の立場をとらせていただきます。

以上であります。

○議長（館田賢治君） 次に、本案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ本案に反対者の発言を許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君）（登壇） 私は、今定例会に提案された議案第30号、標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対する立場から討論に参加します。

今回の国保税の改定は1億536万円の税収不足の試算に基づいて、提案されたものです。この不足額に対し、一般会計補正予算では7,500万円、一般会計から繰り入れを行い、なお不足する分3,036万円について改定を行うもので、結果として国保税の住民負担が増額するものです。改定率は平均して9%を超える大きなものです。

今でも300万円以下の国保加入世帯の滞納率が高かったこともあり、町としては一般会計の繰り入れを行い長年にわたって国保税の値上げを抑え、住民生活を支えてきました。今回の7,500万円の繰り入れも高く評価されるべきと考えます。しかし、町のシミュレーションを見ても年収約320万円の4人家族では、所得階級250万円以下の世帯になり、年間2万5,683円、月にして2,140円の負担増となり家計を大きく圧迫する結果となります。さらに低所得者に対しても、税率改定は厳しすぎると思います。景気がよくならない中で、エンゲル係数が高くなるだけではなく、これでは食事も切り詰めなければならないほど、家計を圧迫するのは目に見えています。3,036万円の不足分については、備荒資金26億円を超える超過積立分、財政調整基金約18億円をあわせると、約44億円が本町にはあります。この約0.7%で十分間に合うのではないのでしょうか。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

さらに、あと2年で保険者が町から道に移管します。保険者が標茶町で自由な裁量ができるのはあと2年であるということも言えます。最後まで住民の立場に立った町政をこの国保の運営にも行うべきと考えます。

国保だけ繰り入れをするのは不公平であるとの意見もありますが、そうではありません。国保は失業したときでも年金生活になったときでも、だれでも加入できる社会的セーフティネットです。いずれはほとんどの町民が国保に加入することになります。だからこそ国保は町民・町政みんなで支えていくべきものです。

最後に、そもそも国保税がこれほどの重い負担となっているのは、政府が国庫支出金を大幅に減らしたことにあります。この復元を政府に強く求めることが必要であることを付け加えて、私の反対討論といたします。

以上。

○議長（館田賢治君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。

討論がありましたので、本案は起立により採決いたします。

議案第30号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、議案第30号は原案否決されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時28分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第31号ないし議案第32号

○議長（館田賢治君） 日程第2。議案第31号、議案第32号を一括議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第31号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成28年度標茶町一般会計補正予算（第1号）でありまして、国保会計への財政支援、農業振興対策、道路整備などに資するため、歳入歳出それぞれ9,770万3,000円を追加し、総額を112億5,970万3,000円といたしたいものでございます。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

歳出の主なものを申し上げますと、中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金681万円、標茶中茶安別線道路改良事業224万8,000円などであります。

他会計への繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計へ7,500万円を追加いたしましたところであります。

歳入につきましては、国道支出金の計上、地方交付税の増額などで、収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費で1件、地方債で1件のご提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書1ページです。

平成28年度標茶町一般会計補正予算（第1号）

平成28年度標茶町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,770万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億5,970万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容については、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ・3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複しますので説明は省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 継続費補正であります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業、補正前の総額1億6,300万円、年割額につきましては、平成28年度2,800万円。平成29年度1億3,500万円を補正後の総額1億7,650万円、年割額につきましては、平成28年度3,050万円、平成29年度1億4,600万円とするものであります。

15ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業、計の欄でご説明

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

申し上げます。年割額、1億6,300万円を補正後、1億7,650万円とする。財源内訳、国道支出金1億1,410万円を1億2,355万円とする。地方債、4,890万円を5,290万円とする。一般財源はゼロから5万円とするものであります。2列飛ばしまして、当該年度支出予定額につきましては2,800万円を3,050万円とする。当該年度末までの支出予定額につきましては2,800万円を3,050万円とする。翌年度以降支出予定額は1億3,500万円を1億4,600万円とする。継続費の総額に対する進捗率であります。平成28年度17.2%、平成29年度82.8%を、平成28年度17.3%、平成29年度82.7%とするものであります。

5ページにお戻りください。

第3表 地方債補正であります。

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額6億230万円に、標茶中茶安別線道路改良事業で60万円を追加し、補正後の限度額を6億290万円とする。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。

合計では、12億3,520万円を、補正後の12億3,580万円とするものであります。

16ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計欄で申し上げますが、当該年度中起債見込額につきましては、補正前の額12億3,520万円に補正額60万円を追加し、補正後の額を12億3,580万円とする。当該年度末現在高見込額は、補正前の額107億3,369万4,000円に、補正額60万円を追加し、補正後の額を107億3,429万4,000円とするものであります。

以上で、議案第31号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後12時59分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第32号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。国民健康保険事業会計維持のため、一般会計からの財政支援として、繰り入れをすることといたしました。

歳入歳出の補正の内訳は、歳入では、前期高齢者交付金の減額と一般会計からの繰入。また、特定健康診査未受診者対策、及び健康教育事業の実施に伴う歳入歳出の追加であります。

なお、本案につきましては、5月27日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

申をいただいておりますことを、申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）

平成28年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,335万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づき説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページへお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第32号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第31号・議案第32号は、直ちに、議長を除く12名で構成する「議案第31号・議案第32号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案第31号・議案第32号は、議長を除く12名で構成する「議案第31号・議案第32号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 2時00分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎意見書案第7号

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（館田賢治君） 日程第3。意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第7号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第7号は原案否決されました。

◎意見書案第8号

○議長（館田賢治君） 日程第4。意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「賛成討論」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論がございますので、まず意見書案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ次に意見書案に賛成者の発言を許します。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君）（登壇） 私は意見書案第8号「TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書」に賛成し、討論を行います。

安倍政権によりTPPの承認案と関連一括法案が閣議決定、国会に提出されました。TPPは米や牛肉などの農産物を含め、関税を原則として撤廃、輸入を拡大するとともに、食の安全、著作権、雇用、医療などあらゆる分野で多国籍大企業の利益を最大限に確保するための国民を犠牲にするルールを押し付けるものです。

とりわけ、ISD条項は環境・健康・地域経済などを守る国内ルールを一企業が利潤拡大を阻害したとして国家、自治体を訴え、巨額の賠償金、制度改変を迫るというまさに国家主権を売り渡す、反国民的協定と言わなければなりません。

国会決議に違反した協定は国会の責任で批准を拒否し、関連一括法案も廃案にすべきであります。国会に提出された資料はほとんど黒塗りのものであったことは皆さんご承知の事実です。国民にも国会議員にすら情報開示せず十分な審議ができるのでしょうか。1月4日の日本農業新聞には、全国のJA組合長を対象としたアンケートが紹介されていますが、回答した523人のうち92%もの組合長が国会決議は守られていないと答えています。国会決議違反が明確なTPP協定の批准はきっぱりと中止すべきです。アメリカでは大統領候補の多くが反TPP反対を掲げており、議会での議論は11月の大統領選後になるとの見通しです。全文の日本語訳もないもとの、審議など言語道断です。

今、農家だけでなく消費者の間にも不安と困惑が急速に広がっています。生業が壊れ、地域が崩壊してしまうTPP協定の調印・批准にストップをかけ、地域・経済・農業と暮らし

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

を守ることを願い、かつてオール標茶でTPPを反対したことを強く思い、賛成討論といたします。

○議長（館田賢治君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第8号は原案可決されました。

なお、本意見書案は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第9号

○議長（館田賢治君） 日程第5。意見書案第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号は原案可決されました。

なお、本意見書案は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第10号

○議長（館田賢治君） 日程第6。意見書案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第10号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第11号

○議長（館田賢治君） 日程第7。意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の

省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第11号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第11号は原案否決されました。

◎意見書案第12号

○議長(館田賢治君) 日程第8。意見書案第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第12号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第12号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第12号は原案否決されました。

◎意見書案第13号

○議長(館田賢治君) 日程第9。意見書案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第13号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第13号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、北海道議会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第14号

○議長(館田賢治君) 日程第10。意見書案第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第14号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

意見書案第14号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第14号は原案否決されました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（館田賢治君） 日程第11。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（館田賢治君） 日程第12。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

平成28年7月5日に、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修会及び7月7日に帯広市内の先進事例視察研修に、全議員を派遣することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（館田賢治君） ただいま、議案第31号・議案第32号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号・議案第32号を日程に追加し直ちに議題とすることに決定いたしました。

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

◎議案第31号ないし議案第32号

○議長（館田賢治君） 議案第31号・議案第32号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関して、付託いたしました議案第31号・議案第32号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと、認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号・議案第32号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（館田賢治君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（館田賢治君） 以上をもって、平成28年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午後 2時20分閉会）

平成28年標茶町議会第2回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 11番

本 多 耕 平

署名議員 12番

菊 地 誠 道

署名議員 1番

櫻 井 一 隆

